

## 私法規律の構造4

### -改正契約債権法の基本的規律構造（11）-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2022-03-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 伊藤, 進 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/22223">http://hdl.handle.net/10291/22223</a>

【論 説】

# 私法規律の構造 4

## —— 改正契約債権法の基本的規律構造 (11) ——

伊 藤 進

### 目 次

はじめに

第一 「契約自由の原則」ルールと「契約の内容」及び「契約その他の債権の発生原因及び取引上の社会通念」ルールの関係

I 改正契約債権法の契約規律の基本原則ルール

II 中間試案における契約の解釈準則としての「契約の趣旨」ルール

III 中間試案における「契約の趣旨」ルールの多用と改正民法での「契約の内容」ルール及び「取引上の社会通念」ルールへの置き換え (以上、89 卷 4・5 号、89 卷 6 号、90 卷 1 号、90 卷 2・3 号)

IV 改正契約債権法規律における「取引上の社会通念」ルール及び「契約の内容」ルールの規律構造上の位置づけ (以上 90 卷 6 号)

第二 改正契約債権法における債権債務次元の規律構造

一 債権債務次元規律への「契約その他の債権発生原因及び取引上の社会通念」ルール導入の意義

二 債権総則次元規律の契約規律化 (以上、91 卷 2・3 合併号)

第三 改正契約債権法における多角当事者規律

一 序

二 代理規律と多角 (以上、92 卷 2・3 合併号)

三 保証規律と多角 (以上、92 卷 6 号)

四 多数当事者の債権及び債務規律と多角 (以上、93 卷 6 号)

五 債権・債務及び契約上の地位の移転規律と多角

1 序

2 債権の移転規律 (以上、94 卷 1 号)

### 第三 改正契約債権法における多角当事者規律

#### 五 債権・債務及び契約上の地位の移転規律と多角

##### 2 債権の移転規律

###### (3) 将来債権の移転規律

###### (イ) 将来債権の移転性

改正民法 466 条の 6 では、1 項で「債権の譲渡は、その意思表示の時に債権が現に発生していることを要しない。」2 項で「債権が譲渡された場合において、その意思表示の時に債権が現に発生していないときは、発生した債権を当然に取得する。」として、いわゆる将来債権の移転性を新設規律している。

(i) 将来債権の移転性規律についての改正経緯 ①部会資料 37 では「第 1、4(1) 将来発生すべき債権（以下「将来債権」という。）を譲渡することができ、指名債権の譲渡の対抗要件の方法で対抗要件を具備することができる旨の規定を設けるものとしてはどうか。」と提案している。部会資料 37 の補足説明<sup>(1)</sup>では、「将来債権を譲渡することができ、指名債権の譲渡の対抗要件の方法により対抗要件を具備できることについては、判例上認められており、学説上も異論がない。」「本文では、その旨の規定を設けることを提案している。」としている。そして、「『将来債権』とは何かという点が問題となり得る。例えば、①発生原因は存在するが未発生 of 債権と、②発生原因すら存在しない債権がこれに含まれることに争いはないように思われるが、③条件付債権と④期限付債権が、将来債権に含まれるかという点については見解が分かれている。将来債権も譲渡可能であり、指名債権の譲渡の対抗要件の方法で対抗要件を具備することができる旨の判例法理を明文化する限度では、③と④が将来債権に含まれるか否かによって違いは生じない。そこで、本文の提案は、将来債権に何が含まれるかという点については、解釈に委ねることを前提としている。」としている。

②部会資料 55 では「第 4(1) 将来発生する債権（以下「将来債権」という。）は、譲り渡すことができるものとする。将来債権の譲受人は、発生した債権を当然に取得することができるものとする。」と提案する。部会資料 55 の概要<sup>(2)</sup>では「本文(1)は、既発生 of 債権だけでなく、将来発生する債権についても譲渡の対象とする

ことができ、将来債権の譲受人が具体的に発生する債権を当然に取得するとするものであり、判例<sup>(3)</sup>を明文化するものである。」と説明している。

③部会資料58第18、4(1)も、部会資料55での第4(1)と同旨の提案をしている<sup>(4)</sup>。

④中間試案では「第18、4(1)将来発生する債権（以下「将来債権」という。）は、譲り渡すことができるものとする。将来債権の譲受人は、発生した債権を当然に取得するものとする。」との規律提案をしている。中間試案の補足説明<sup>(5)</sup>では「将来債権を譲渡することができ、指名債権の譲渡の対抗要件の方法により対抗要件を具備することができることについては、判例<sup>(6)</sup>上認められており、学説上も異論がないが、厳密な意味で民法466条1項等における『債権』に該当するかどうか疑義があり、現在は条文上ルールが必ずしも明確ではない。そこで、将来債権の譲渡に関するルールを条文上明確にすることが望ましいと指摘されている」として、将来債権の移転規律のルール化の必要を指摘している。そして、「将来債権」とは何かという点が問題となり得るが解釈に委ねるとしている。

⑤部会資料74Aでは「第1、2(1)将来発生する債権（以下「将来債権」という。）は、譲り渡すことができる。ただし、その性質がこれを許さないときは、この限りでない。(2)将来債権の譲受人は、発生した債権を当然に取得する。」と規律提案をしている。部会資料74Aの説明<sup>(7)</sup>では、まず「素案では、将来債権とは『将来発生する債権』を意味するとしている。なお、『将来発生する債権』とは何を指すかという点が問題となり得る。例えば、①発生原因は存在するが未発生の債権と、②発生原因すら存在しない債権がこれに含まれることに争いはないように思われるが、③停止条件付債権と④期限付債権が、将来債権に含まれるかという点については見解が分かれているが、このたたき台では、将来債権が何を指すかという点については、解釈に委ねることを前提としている。」としている。そして、中間試案後の改訂として、素案(1)ただし書について、「中間試案は、将来債権は全て譲渡することができるとした上で、債権の性質上譲渡をすることができない場合には、発生した債権を譲受人が取得しないという考え方を前提としていたが、発生した債権を譲受人が取得しないにもかかわらず、将来債権を譲渡することができるとする実際の意義に乏しく、端的に」「債権の性質上譲渡をすることができない場合には、将来債権についても譲渡をすることができない」、と「整理した方が簡明であると

の考え」による規律提案であるとしている。また、素案(2)は「判例<sup>(8)</sup>を明文化するものであり、発生した債権が譲渡人に帰属した上で譲受人に移転するのか、譲受人の下で発生するかという点については、解釈に委ねるものである。」としている。

⑥部会資料 81—3 では「第 2、2(1) 債権の譲渡は、その意思表示の時に債権が現に発生していることを要しない。」と規律提案している。部会資料 81—3 の説明<sup>(9)</sup>では「民法 466 条 1 項の『債権』には現に発生していない債権（以下「将来債権」という。）が含まれるかどうかは、明確ではない。部会資料 74A 第 1、2 の案では、将来債権が同項の『債権』には該当しないという整理を前提としているように読めるものの、第 83 回会議では、この点が明確ではないので、整理が必要であるとの指摘があった。」とする。そして、「『将来債権』と『債権』との関係を完全に整理することは容易ではない。特に、将来債権が同項の『債権』に含まれないという前提で規定を整理することについては、民法中の他の『債権』という文言の全てについて、将来債権が含まれるかどうかを整理しなければならず、極めて困難である上に、規定が複雑になるおそれがある。」との問題点を指摘する。そこで「この素案では、将来債権が譲渡可能であるという判例法理を明文化する趣旨で、将来債権が『債権』に該当するかどうかということに立ち入らず、将来債権の譲渡が『債権の譲渡』の概念に含まれることを明らかにすることにした。これは、将来債権が譲渡された場合には、最終的に具体的に発生する債権が譲受人に帰属することによって、既発生の債権が譲渡された場合と同じ結果が実現されることになるということを検討したものである。」としている。

⑦部会資料 82—2 では「第 19 2(1) ア 債権の譲渡は、その意思表示の時に債権が現に発生していることを要しない。イ 債権が譲渡された場合において、その意思表示の時に債権が現に発生していないときは、譲受人は、発生した債権を当然に取得する。」と規律提案している。改正民法 466 条の 6 は、この規律提案を取り上げている。部会資料 82—2 の説明<sup>(10)</sup>では「部会資料 81B 第 2 では、将来債権譲渡の効力の限界に関する規律を設ける考え方の当否及び設ける場合の具体的な規律の在り方について複数の案を提示し、第 93 回会議において審議が行われたが、その結果として合意形成が困難であると考えられたことから、この点について規律を設けることは見送り、将来債権譲渡がされたときには譲受人が債権を当然に取得するという将来債権譲渡の効果のみを規律することとした。」とされている。

⑧要綱仮案では、「2 将来債権譲渡(1) 将来債権の譲渡性 将来債権の譲渡性について、次のような規律を設けるものとする。ア 債権の譲渡は、その意思表示の時に債権が現に発生していることを要しない。イ 債権が譲渡された場合において、その意思表示の時に債権が現に発生していないときは、譲受人は、発生した債権を当然に取得する。」との規律提案をしている。

(ii) 将来債権の移転性規律についての改正経緯での規律構造 将来債権の移転性規律についての改正経緯では、将来債権の移転性と将来債権移転の効果について規律することが提案されている。改正民法では466条の6第1項で将来債権の移転性につき規定し、同条2項で将来債権移転の効果を規定して、この改正提案を取り上げている。これは、将来債権の移転性規律と既発生債権の移転性規律（改正民法466条1項）の二元構成によるものである。このような二元構成が提案されたのは、中間試案では、「将来債権」は改正前民法466条第1項等における「債権」に該当するかどうか疑義があり、将来債権の譲渡に関するルールを条文上明確にするためとされている。ただ、部会資料37から中間試案までは「将来債権」の移転性規律として提案されていたが、部会資料81—3になって、それまで用いられていた「将来発生する債権」の概念に代えて、債権の譲渡は「(債権譲渡の) 意思表示の時に債権が現に発生していることを要しない」と提案された。改正民法466条の6第1項は、この提案を取り上げている。これでは、債権譲渡の意思表示の時を基準として「未発生の債権」規律と「既発生の債権」規律の二元構成によるものといえる。このことによって、「将来債権」が改正民法466条1項の「債権」に該当するかどうかの判断には「ふれない」ものとして規律できたと説明されている。しかし、改正民法466条1項では「債権」の概念が用いられていることから、「未発生の債権」が「債権」に該当するかどうかという疑義は残っているのではないと思われる。債権の移転規律の二元構成を明確にするのであれば、改正民法466条1項では「意思表示の時に発生している債権」と改正規律すべきではなかったかと思われる。また、「未発生債権の移転性」を規律するだけで十分であったかの疑念が残る。これだけでは、例えば、「将来、債権者Aに生ずる債権」とする譲渡契約も有効ということになる。債権発生原因等による「債権の特定」を移転性規律の要件とする改正議論が行なわれなかったのは何故なのか疑問である。なお、部会資料74Aでは「その性質が許さない」ときは移転性が認められないと提案していた。

しかし、その後、改正提案では維持されていないし、改正民法でも採用されていない。改正民法 466 条 1 項ただし書を適用することを前提としてのことであろうか。

未発生債権譲渡の効果規律については、譲受人は「発生した債権を当然に取得する」と規律することが提案されている。ただ、譲受人が債権の発生と同時に直接取得するのか、譲渡人に帰属した後に譲受人が取得するのかは解釈に委ねるとされている。未発生債権譲渡によって、譲受人が当該債権の発生原因（契約）を取得するわけではないことから、後者と解するのが妥当といえる。

このような、未発生債権譲渡の移転性及びその効果規律を前提にして、多角法理に立ってみると、二当事者間規律としては譲渡人 A と未発生債権の債務者 X 間の債権発生契約、譲渡人 A と譲受人 C との間で X 債権譲渡契約が存在し、X 債権（未発生債権）移転取引は譲渡人 A・債務者 X・譲受人 C の多角当事者が存在することを観念して未発生債権の債務者 X と譲受人 C との適正規範規律を判断することになる。そして、X 債権（未発生債権）が発生した時点においては、X 債権の債務者が B に確定し、譲受人 C が当該債権を取得するとされていることから、譲受人 C が B を債務者とする債権を取得することの結果、債権移転取引は譲渡人 A・債務者 B・譲受人 C の多角当事者関係になることを観念して、B と C との適正規範規律を判断することになり、その判断は既発生債権譲渡の場合と異なるものではないことになる。

#### 注

- (1) 部会資料 37 54 頁以下。
- (2) 部会資料 55 26 頁。
- (3) 最判平成 11・1・29 民集 53 卷 1 号 151 頁、最判平成 19・2・15 民集 61 卷 1 号 243 頁。
- (4) 部会資料 58 95 頁。
- (5) 商事法務編・民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明（商事法務・2013 年）256 頁以下。
- (6) 前掲最判平成 11・1・29、前掲最判平成 19・2・15。
- (7) 部会資料 74A 7 頁以下。
- (8) 前掲最判平成 19・2・15。
- (9) 部会資料 81—3 5 頁。
- (10) 部会資料 82—2 7 頁。

#### （ロ）公序良俗の観点からの将来債権譲渡の効力の限界規律

公序良俗の観点からの将来債権譲渡の効力の限界規律については、改正民法では取り上げていない規律である。

（i）公序良俗の観点からの将来債権譲渡の効力の限界規律の改正経緯 ①部会資料37では「第1、4(2) 公序良俗の観点から将来債権譲渡の効力が認められない場合があることについての規定は、設けないものとしてはどうか。」と提案している。部会資料37の補足説明<sup>(1)</sup>では、「将来債権の譲渡は原則として有効であるが、公序良俗の観点から、その効力が認められない場合があることについては、判例<sup>(2)</sup>がその傍論で明らかにしており、このような一般論については、特に異論は見られない。」そこで、「実務的な予測可能性を高めるために、より具体的な基準を示す規定を設けることを求める意見がある。」しかし、現段階では、具体的な規定を設けることは困難であると思われるので、本文を提案していると説明している。

②部会資料55及び部会資料58でも、取り上げないとしている<sup>(3)</sup>。

③中間試案の補足説明<sup>(4)</sup>では「将来債権の譲渡は原則として有効であるが、公序良俗の観点からその効力が認められない場合があることについては、判例<sup>(5)</sup>がその傍論で明らかにして」いるが、「具体的な要件設定や、規定を設ける場合における暴利行為等の他の法理との関係の整理等が困難であると考えられることから」解釈に委ねるとしている。

（ii）公序良俗の観点からの将来債権譲渡の効力の限界規律の改正経緯の規律構造

公序良俗の観点からの将来債権譲渡の効力の限界規律については、部会資料37以降は取り上げていない。それは公序良俗違反に当たる場合の要件を規律することが困難であるからだとされており、公序良俗の観点からその効力が認められない場合があることについては否定するものではない。そこで、多角法理に立場から、この問題をみると、譲渡人A・譲受人C間で公序良俗に反する内容の契約が行なわれたときは債権譲渡契約が無効となり、AがCに対して債権譲渡契約の無効を主張できるのは当然として、未発生債権Xの債権発生後に債務者となったBが譲受人Cに対して債権取得を否認することができるかが問題となる。このことについては改正経緯では何ら提案されていない。しかし、債権譲渡契約の無効により譲受人Cは債権が発生しても取得することはないことから、未発生債権が発生して債務者となったBはCに支払を拒否できると解するのが規律構造上、妥当といえる。



注

- (1) 部会資料 37 54 頁以下。
- (2) 最判平成 11・1・29 民集 53 卷 1 号 151 頁。
- (3) 部会資料 55 27 頁。部会資料 58 97 頁。
- (4) 商事法務編・民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明（商事法務・2013 年）256 頁以下。
- (5) 前掲最判平成 11・1・29。

（ハ）譲渡人の地位の変動に伴う将来債権移転の効力の限界規律

譲渡人の地位の変動に伴う将来債権移転の効力の限界規律については、改正民法では取り上げていない規律である。

（イ）譲渡人の地位の変動に伴う将来債権移転の効力の限界規律の改正経緯 ① 部会資料 37 では「第 1、4(3)ア 将来債権譲渡の後に譲渡人の地位に変動があった場合における将来債権譲渡の効力に関する規定を設けることの要否については、以下のような考え方があり得るが、どのように考えるか。【甲案】将来債権譲渡の効力は、譲渡の対象となった将来債権が譲渡人以外の第三者の下で発生した場合であっても、当該第三者に対抗することができる旨の規定を設けるものとする。【乙案】将来債権譲渡の効力は、譲渡の対象となった将来債権が譲渡人以外の第三者の下で発生した場合には、当該第三者に対抗することができないが、譲渡の対象となった将来債権が譲渡人から当該将来債権を発生させる契約上の地位を承継した第三者の下で発生した場合には、当該第三者に対抗することができる旨の規定を設けるものとする。【丙案】規定を設けないものとする。」と提案している。部会資料 37 の補足説明<sup>(1)</sup> では「将来債権譲渡の効力については、・・譲渡人の地位の変動に伴う限界があるという見解がある。」「これは、当該将来債権を発生させる譲渡人の地位に変動があった場合には、地位の変動後に発生する債権について譲渡人の処分権が及ばないという意味で、将来債権譲渡の効力に限界があるのではないかといいものである。」「この点については、将来債権譲渡の効力は、譲渡人の地位の変動後に第三者の下で発生する債権にも譲渡人の処分権が及ぶという見解が有力に主張されている。その根拠としては、・・最判平成 19 年 2 月 15 日民集 61 卷 1 号 243 頁が挙げられている。この判例との整合性からすると、譲渡人は、譲渡の対象である将来債権の全てについて処分権を有していると見るべきであり、譲渡人の地位が変動したことによって将来債権譲渡の効力が事後的に覆滅されると考えるべ

きではないというのである。」「以上のように、譲渡人の地位の変動に伴う将来債権譲渡の効力の限界の有無及びその範囲については、見解が対立しているところ、将来債権譲渡による取引の安定性を高めるために、その規律内容を条文上明確にすることを求める意見がある。」と説明している。

②部会資料55では「第1、4(3)将来債権の譲受人は、・・譲渡人以外の第三者が当事者となった契約上の地位に基づき発生した債権を取得することができないものとする。ただし、譲渡人から第三者がその契約上の地位を承継した場合には、譲受人は、その地位に基づいて発生した債権を取得することができるものとする。」と提案している。部会資料55の概要<sup>(2)</sup>では「将来債権の譲渡は、譲渡人が処分権を有する範囲でなければ効力が認められないため、譲渡人以外の第三者が当事者となった契約上の地位に基づき発生した債権については、将来債権譲渡の効力が及ばないのが原則であるとされている。しかし、第三者が譲渡人から承継した契約から現実に発生する債権については、譲渡人の処分権が及んでいたものなので、将来債権譲渡の効力が及ぶと解されている。本文(3)は、以上のような解釈を明文化することによって、ルールの明確化を図るものである。」と説明している。

③部会資料58では「第18、4(4)将来債権の譲受人は、・・譲渡人以外の第三者が当事者となった契約上の地位に基づき発生した債権を取得することができないものとする。ただし、譲渡人から第三者がその契約上の地位を承継した場合には、譲受人は、その地位に基づいて発生した債権を取得することができるものとする。」と提案している<sup>(3)</sup>。

④中間試案では「第18、4(4)将来債権の譲受人は、・・譲渡人以外の第三者が当事者となった契約上の地位に基づき発生した債権を取得することができないものとする。ただし、譲渡人から第三者がその契約上の地位を承継した場合には、譲受人は、その地位に基づいて発生した債権を取得することができるものとする。」との規律提案をしている。中間試案の補足説明<sup>(4)</sup>では、譲渡人の地位の変動に伴う限界については「これは、将来債権譲渡の基礎となる処分権は、債権を発生させる契約上の地位に基づくものであるとした上で、譲渡人以外の第三者の下で発生する将来債権については、譲渡人には処分権がないから、譲渡人による譲渡の効力が原則として及ばないが、当該第三者が譲渡人の契約上の地位を承継した者である場合には、当該契約から生じた債権は譲渡人によって既に処分されており、当該第三者

はそれを前提とした契約上の地位を承継することになるため、当該譲渡の効力が及ぶという」有力な見解に基づいて(4)の規律を提案するとしている。

⑤部会資料 81B では「第 2 将来債権の効力の限界に関する規定を設けることの当否について、次のような考え方があり得るが、どのように考えるか。【甲案】【乙案】ともに、債権が譲渡された場合において、その意思表示の時に債権が現に発生していないときは、譲受人は、発生した債権を当然に取得する。譲渡人又は債務者から当該債権に係る契約上の地位が第三者に移転した後に発生した債権についても、同様とする。」と規律提案している。部会資料 81B の説明<sup>(5)</sup>では「将来債権譲渡の効力については、公序良俗の観点からの限界の他、譲渡人の地位の変動に伴う限界があるという見解がある。」「これは、将来債権譲渡の基礎となる処分権は、債権を発生させる契約上の地位に基づくものであると理解した上で、譲渡人以外の第三者の下で発生する債権については、譲渡人には処分権がないから、譲渡人による譲渡の効力が原則として及ばないが、当該第三者が譲渡人の契約上の地位を承継した者である場合には、当該契約から生じた債権は譲渡人によって既に処分されており、当該第三者はそれを前提とした契約上の地位を承継することになるため、当該譲渡の効力が及ぶというものである。・・・この考え方自体については、それほど異論がないものと考えられる。」としている。

⑦部会資料 82—2 の説明<sup>(6)</sup>では「部会資料 81B 第 2 では、将来債権譲渡の効力の限界に関する規律を設ける考え方の当否及び設ける場合の具体的な規律の在り方について複数の案を提示し、第 93 回会議において審議が行われたが、その結果として合意形成が困難であると考えられたことから、この点について規律を設けることは見送り、将来債権譲渡がされたときには譲受人が債権を当然に取得するという将来債権譲渡の効果のみを規律することとした。」とされている。

(ii) 譲渡人の地位の変動に伴う将来債権移転の効力の限界規律の改正経緯の規律構造 譲渡人の地位の変動に伴う将来債権移転の効力の限界規律については改正経緯において提案されてきたが、合意形成が困難であったとして、改正規律されていない。しかし、未発生債権譲渡契約後に当該未発生債権を発生させる原因となる地位が譲渡されたとき、譲受人が発生した債権を取得できるかどうかの問題の生ずることは考えられる。そこで、多角法理に立って、この問題をみると、譲渡人 A・譲受人 C 間で未発生債権 X の譲渡契約が行なわれた後に、譲渡人 A は未発

生債権 X の発生原因となる地位を D に譲渡した場合、未発生債権 X が B を債務者とする債権として発生したとき、B は未発生債権の譲受人 C あるいは未発生債権 X の発生原因となる地位の取得者 D のいずれに支払うことになるのが問題となる。未発生債権 X は D の元で発生しているから C は発生した債権を取得することはないと考えると C への支払を拒否して D に支払うことになる。A・C 間の未発生債権 X の譲渡契約時に未発生債権 X は A の処分権の対象となっていることから、未発生債権 X の発生時に、B を債務者とする債権を C が取得すると考えると、B は C に支払うことになる。改正経緯での考えでは、後者と考えていた。この改正経緯時での見解は妥当であり、B は C に支払うことになり、譲渡人の地位の変動により将来債権移転の効力には影響がないという規律構造と解するのが妥当といえる。

注

- (1) 部会資料 37 56 頁以下。
- (2) 部会資料 55 27 頁。
- (3) 部会資料 58 95 頁。
- (4) 商事法務編・民法(債権関係)の改正に関する中間試案の補足説明(商事法務・2013 年) 256 頁以下。
- (5) 部会資料 81B 10 頁。
- (6) 部会資料 82—2 7 頁。

(二) 将来発生する不動産賃料債権の譲渡規律

改正民法では、譲渡人の地位の変動により将来債権移転の効力の限界規律に平仄を併せたのか将来発生する不動産賃料債権の譲渡規律は取り上げていない。

(i) 将来発生する不動産賃料債権の譲渡規律の改正経緯 ①部会資料 37 では「第 1、4(3)イ 不動産の賃貸人が将来発生する賃料債権を譲渡した後に当については、以下のような考え方(部会資料第 1、3 ア甲案、乙案)があり得るが、どのように考えるか。」と提案している。部会資料 37 の補足説明<sup>(1)</sup>では、具体的な規定内容として、本文ア甲案では、将来債権譲渡の効力は、譲渡人の地位の変動後に第三者の下で発生する債権にも及ぶという見解を明文化する考え方を提示し、他方、本文ア乙案では、譲渡人の地位の変動後に譲渡人以外の第三者の下で発生した債権に、将来債権譲渡の効力は原則として及ばないが、譲渡人から当該将来債権を発生させ

る契約上の地位を承継した第三者の下で発生した債権については、将来債権譲渡の効力が及ぶという見解を明文化する考え方を提示した。」「本文ア甲案と乙案で具体的にどのような違いが生ずるかという、例えば、不動産から将来発生する賃料債権が譲渡され、第三者対抗要件が具備された後に、当該不動産が譲渡された場合に、甲案によれば、不動産の譲受人の下で発生する賃料債権の全てについて、将来債権譲渡の効力が及ぶことになるが、乙案によると、①不動産の譲受人が、譲渡人から賃貸借契約上の地位を承継した場合には、当該賃貸借契約から発生する賃料債権には、将来債権譲渡の効力が及ぶが、②不動産の譲受人が新たに締結した賃貸借契約から発生する賃料債権には、将来債権譲渡の効力が及ばないということになる。」としている。また、「本文アで、将来債権譲渡一般の効力については広く認めるという考え方を採るとしても、将来発生する不動産賃料債権の譲渡の効力については、制限的に考えるべきであるという見解が主張されてきた。その理由として、不動産の取引においては、不動産登記という公示制度が整備されているにもかかわらず、将来発生する賃料債権の譲渡がされたという公示が不十分であるため、収益を取得できない不動産であることを知らずに取引が行われるおそれがあり、不動産取引の安全を害するという問題が指摘されている。」また、「不動産の場合には、法定果実である不動産賃料債権を、不動産の所有権から分離して長期間にわたって譲渡することの可否という物権法上の理論的な問題も指摘されており、このような問題意識から、将来発生する不動産賃料債権の譲渡の効力については、不動産の所有権の移転に対抗できないとすべきであるという考え方が有力に主張されてきた。実態調査の結果においても、不動産の売買契約締結前に当該不動産から発生する賃料債権の譲渡の有無を確認することは困難であるのが実態であるという指摘が見られる。」「第7回会議においては、本文アにおいてどのような考え方を採るにかかわらず、将来発生する不動産賃料債権の譲渡後に賃貸人が不動産を譲渡した場合における当該不動産から発生する賃料債権の帰属については、不動産取引に特有の問題が含まれているとして、特別の規定を設けることを検討すべきであるという意見があった。この意見は、以上のような問題意識に基づく意見であると思われる。そこで、本文イ甲案では、不動産の譲受人に対して、将来債権譲渡の効力を一切対抗できない旨の規定を設けることを提案している。」「本文イ甲案の考え方に対しては、前掲最判平成10年3月24日の結論と整合的ではなく、これを改めなければ

ならない理由がないとする批判がある。」他方、「賃料債権譲渡による資金調達の可能性を広げるという観点から、将来発生する不動産賃料債権の譲渡についても、その効力を不動産の譲受人に対抗することができるべきであるという意見がある。これは、法律上の制限等により不動産を譲渡することができない場合であっても、将来発生する賃料債権を譲渡するという方法で資金調達を行うことが可能になることを狙いとするものである。」しかし、「本文アとの関係で、将来発生する不動産賃料債権の譲渡についてのみ、特別にその効力を広く認める必要性があると言えるのか疑問であり、上記の意見は、本文アについても広く将来債権譲渡の効力を認める立場に立つことが前提となっていると思われる。そこで、ここでは、具体的な案としては取り上げないこととした。」「本文イ乙案は、この問題についての特別の規定を設けないことを提案するものであるが、ここには二つの異なる立場があり得ることに留意する必要がある。一つは、本文アにおいて甲案又は乙案の考え方を採ることを前提としつつ、不動産賃料債権譲渡についての特別の規定を設ける必要がないという判断の下に規定を設けないとするものであり、もう一つは、本文アについて丙案の考え方を採ることを前提としつつ、不動産賃料債権譲渡についても解釈に委ねるというものである。」としている。

②部会資料55では「第1、4(3)（注）上記(3)に付け加えて、将来発生する不動産の賃料債権の譲受人は、譲渡人から第三者が譲り受けた契約上の地位に基づき発生した債権であっても、当該債権を取得することができない旨の規定を併せて設けるものとするという考え方もある。」としている。部会資料55の概要<sup>(2)</sup>では、「本文(3)のルールの下では、将来の賃料債権が譲渡された不動産が流通するおそれがあるが、これは不動産の流通保護の観点から問題があるとする意見がある。このような立場から、将来発生する不動産の賃料債権の譲受人は、譲渡人から契約上の地位を譲り受けた第三者の下で債権が発生した場合であっても、債権の取得を第三者に対抗することができないとする例外を設けるべきであるとする考え方が主張されており、これを（注）として取り上げた。」と説明している。

③中間試案では「第18、4(4)（注2）上記(4)に付け加えて、将来発生する不動産の賃料債権の譲受人は、譲渡人から第三者が譲り受けた契約上の地位に基づき発生した債権であっても、当該債権を取得することができない旨の規定を設けるという考え方がある。」と指摘している。中間試案の補足意見<sup>(3)</sup>では、本文(4)によると

「例えば、不動産から将来発生する賃料債権が譲渡され、第三者対抗要件が具備された後に、当該不動産が譲渡された場合に、①不動産の譲受人が、譲渡人から賃貸借契約上の地位を承継した場合には、当該賃貸借契約から発生する賃料債権には、将来債権譲渡の効力が及ぶが、②不動産の譲受人が新たに締結した賃貸借契約から発生する賃料債権には、将来債権譲渡の効力が及ばないということになる。」ただ、将来発生する不動産賃料債権の譲渡の効力については「本文(4)の考え方を採る場合であっても、制限的に考えるべきであるという見解が有力に主張されてきた。」「将来発生する賃料債権の譲渡についての公示が不十分であるため、収益を取得できない不動産であることを知らずに取引が行われるおそれがあり、不動産取引の安全を害するという問題が指摘されている。また、不動産の場合には、法定果実である不動産賃料債権を、不動産の所有権から分離して長期間にわたって譲渡することの可否という物権法上の理論的な問題も指摘されており、このような問題意識から、将来発生する不動産賃料債権の譲渡の効力については、不動産の所有権の移転に対抗することができないとすべきであるという考え方が有力に主張されてきた。」「以上のような問題意識を踏まえて、将来発生する不動産の賃料債権の譲受人は、第三者が譲渡人から承継した契約から発生した債権であっても、賃料債権の譲受人は債権を取得しないとす例外を設ける考え方を取り上げるものである。」このようなことを背景として、「(注2)の考え方が主張されている。しかし、この問題は、債務者をインフォメーション・センターとする現在の対抗要件制度に起因して生じているものであるので、債権譲渡の対抗要件制度を改めることで解消する方向を目指すことが考えられる。」と指摘している。

④部会資料 74A の説明<sup>(4)</sup>では不動産の賃料債権に係る将来債権譲渡を将来債権譲渡の効力の限界に関する規律として、中間試案では、第 18、4(4)の考え方が取り上げられていた。この点についてのパブリック・コメントの手续に寄せられた意見には、この考え方を支持する意見が少なくないが、「これに対して、不動産の賃料債権に係る将来債権譲渡についてのみ特別の規定を設けることの必要性や合理性について疑問視する意見も寄せられている。対抗要件制度に関する検討結果次第では、この意見分布に変化が生ずる可能性はあり得るが、現状の意見の分布状況によれば、現段階では、この論点について合意を形成することが困難であると考えられることから、このたたき台では、取り上げないこととした。」としている。

⑤部会資料81Bでは「第2甲案(2)不動産の賃料債権が譲渡された場合において、その意思表示の時に賃料債権が現に発生していないときは、譲受人は、(1)後段の規定にかかわらず、譲渡人から賃貸借契約上の地位が第三者に移転した後に発生した賃料債権を取得することができない。」と規律提案している。部会資料81Bの説明<sup>(5)</sup>では「将来発生する不動産の賃料債権が譲渡された場合については、特別の規律を設けるべきであるという意見が有力に主張されている。上記の考え方によれば、将来発生すべき賃料債権が譲渡された不動産を譲り受けた者が、賃料債権を取得することができないという事態が生ずるが、これによって不動産の円滑な流通が害されるというものである。これは、不動産の取引においては、不動産登記という公示制度が整備されているにもかかわらず、将来発生する賃料債権の譲渡についての公示が不十分であるため、収益を取得できない不動産であることを知らずに取引が行われるおそれがあることに起因する問題である。また、不動産の場合には、法定果実である賃料債権を、不動産の所有権から分離して長期間にわたって譲渡することの可否という物権法上の理論的な問題も指摘されており、このような問題意識から、将来発生する不動産賃料債権の譲渡の効力については、不動産の所有権の移転に対抗することができないとすべきであるという考え方が有力に主張されてきた。」と説明している。

⑥部会資料81Bの検討<sup>(6)</sup>では、「部会資料74Aでは、不動産の賃料債権の譲渡に関する特則を設けることの要否についての合意形成が困難であると考えられたため、規定を設けることを見送ることが提案されていた。しかし、これに対して、不動産の賃料債権の譲渡に関する例外規定を設けることについては合理的な説明がされており、規定を設ける方向で検討すべきであるとの意見があった。」そこで、第2甲案(2)を提案している。しかし、このような提案に対しては「以下のような問題を指摘することができる。第一に、このようなルールを設けなければならない実際上の必要性があるかという点である。最判平成10年3月24日民集52巻2号399頁が、将来発生する不動産賃料債権が差し押さえられた後に、当該不動産が譲渡され、賃貸人たる地位が移転した場合であっても、差押えの効力が不動産の譲受人の下で発生する賃料債権に及ぶとしたように、現在は、将来発生する不動産の賃料債権が譲渡された場合には、その後に不動産が他の第三者に譲渡されると、譲渡人から移転した契約上の地位に基づき発生する債権に将来債権譲渡の効力が及ぶ



という見解が有力である。また、賃料債権の前払いについても、賃料債権の譲受人に対抗することができるかと解されている（最判昭和 38 年 1 月 18 日民集 17 卷 1 号 12 頁）。しかし、このような状況の下でも、不動産を譲り受けた際に、将来発生する賃料債権が先に処分されているリスクがあることを理由として実際に不動産の流通に支障が生じているという意見は、パブリック・コメント等でも具体的には指摘されていないように思われるので、不動産の賃料債権の譲渡に関する例外規定を設ける必要性には疑問もあり得る。第二に、上記のとおり、不動産の処分に先立つ賃料債権の処分としては、賃料債権の譲渡以外にも賃料債権の差押えや前払いなどがあることから、賃料債権の譲渡についてのみ規定を設けることが適切かという点である。これまでに不動産の処分に先立つ賃料債権の処分の効力が判例において現実に問題となったのは、賃料債権の差押えや前払いであり、賃料債権の譲渡の効力についてのみ特別の規定を設けることは、実態を考慮すると、バランスを欠くようにも思われる。不動産の流通促進という観点から賃料債権の処分を制限する規律を設ける必要性があるのであれば、前払いや差押えも対象とする規律を設けるほうが適当であり、その場合には、今般の改正で対応することの当否自体が問題となる。」としている。

(ii) 将来発生する不動産賃料債権の譲渡規律の改正経緯の規律構造 将来発生する不動産賃料債権の譲渡規律は譲渡人の地位の変動に伴う将来債権移転の効力の限界規律を適用するのか、例外規律を設けるのかが問題とされている。改正経緯では、当初は例外規律を設ける積極的提案がみられたが、結局のところ部会資料 81B での今般の改正で対応することの当否自体が問題との指摘にみられるように消極的提案に落ち着き、改正民法では取り上げられていない。しかし、この問題を、多角法理の立場からみると、譲渡人 A・譲受人 C 間で、譲渡人 A が所有する甲不動産の賃借人 B に対する将来の賃料債権について譲渡契約が行なわれ、対抗要件を具備した後に、A から D に甲不動産が譲渡された場合、また、D が甲不動産を取得した後に B に賃貸した場合、賃借人（賃料債権の債務者）B は C 或いは D のいずれに支払うのかが規律構造上問題となる。譲渡人の地位の変動に伴う将来債権移転の効力の限界規律について改正経緯の見解によると、前者の場合は A の B に対する将来の賃料債権は A の処分権に基づいて C に譲渡されたものと解されるから B は D への支払は拒否でき、C に支払うことになるが、後者の場合は

D・B間でのDが取得した甲不動産についての賃貸借契約に基づく賃料債権であることからBはCへの支払を拒絶し、Dに支払うことになる。そこで、将来発生する不動産賃料債権の譲渡規律では、前者の場合について、このような改正経緯での見解の例外として甲不動産を取得したDに支払うものとして規律することが改正提案されていたことになる。その理由としては、将来債権譲渡の対抗要件が不備であることから不動産の流通の障害になること、不動産の所有と賃料債権の長期に渡る分離は物権法規律上問題があることなど指摘されている。これに対して、不動産の差押や前払についての見解や判例法理とのバランスから、このような例外を認めることへの疑問が提示されている。このような疑問の結果として取り上げられないことになったといえる。この結果、現行の支配の見解や判例理論によると、前述の前者の場合はBはDへの支払を拒否しCに支払うことになり、後者の場合はBはCへの支払を拒否しDに支払うものと解されることになる。

注

- (1) 部会資料37 58頁以下。
- (2) 部会資料55 27頁。
- (3) 商事法務編・民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明（商事法務・2013年）256頁以下。
- (4) 部会資料74A 8頁、9頁。
- (5) 部会資料81B 10頁。
- (6) 部会資料81B 11頁、12頁。

(ホ) 将来債権の移転制限規律

改正民法466条の6第3項では、対抗要件具備時までに譲渡制限の意思表示がされたときは、譲受人その他の第三者がそのことを知っていたものとみなして466条3項を適用し、預貯金債権の場合は466条の5第1項を適用するとしている。

(i) 将来債権の移転制限規律の改正経緯 ①部会資料37では「第1、1(2)が将来債権の譲渡後に、当該債権の発生原因となる契約が締結され譲渡禁止特約が付された場合における譲渡禁止特約の対抗の可否に関する規定の要否については、以下のような考え方があり得るが、どのように考えるか。【甲案】債務者は、将来債権の譲受人に対して、譲渡禁止特約を対抗することができない旨の規定を設けるものとする。【乙案】譲渡される債権の性質や、それを発生させる契約の性質に照らし、

譲渡禁止特約が付されることが取引慣行上一般的である場合には、譲受人は悪意〔又は重過失〕とみなされる旨の規定を設けるものとする。【丙案】債務者は、将来債権の譲受人に対して、譲渡禁止特約を対抗することができる旨の規定を設けるものとする。【丁案】規定を設けないものとする。」と提案されている。部会資料 37 の補足説明<sup>(1)</sup>では「将来債権の譲渡後に、当該債権の発生原因となる契約が締結され譲渡禁止特約が付された場合に、将来債権の譲受人に対して譲渡禁止特約を対抗することができるかという点については、現在、必ずしも明らかではないと言われている。この点について有力に主張されている見解の一つとして、債権の発生原因たる契約に譲渡禁止特約が付されると、債権が譲渡性のないものとして発生するために、これに先立つ債権譲渡及び当該譲渡に基づく第三者対抗要件の具備があったとしても、債権譲渡の効力は生じないとするものがある。しかし、譲渡禁止特約によって債権が譲渡性のないものとして発生するというこの見解の前提となっている理解の妥当性が疑問視され、今般の見直しの検討対象とされている（後記(3)参照）。また、上記の見解に対しては、譲渡担保の事案ではあるが、将来の債権は譲渡契約によって譲渡人から譲受人に「確定的に譲渡されている」とし、譲渡の目的とされた債権が将来発生したときには、譲受人は、譲渡人の「特段の行為を要することなく当然に」当該債権を取得できると述べた判例<sup>(2)</sup>を前提とすると、既に処分してしまった債権について、譲渡人と債務者との合意によって事後的に譲渡性を失わせることはできないのではないかという理論的な問題があるとも言われている。この点についてのもう一つの見解として、この場合の譲受人は譲渡禁止特約の存在について常に善意であるから、債務者は譲渡禁止特約を常に対抗することができないとするものもある。しかし、これに対しては、民法 466 条 2 項の「善意」は、現に譲渡禁止特約が付されていることについての認識を問題とするものであり、譲渡禁止特約が付される前に債権が譲渡された場合には、同項の適用の余地がないとする批判がある。以上のように、この問題についての解釈論はまだ確立されていない。しかし、譲渡禁止特約を第三者に対抗できるという枠組みを維持する場合には、この点が引き続き問題となるため、将来債権譲渡による資金調達の安定性を高める観点から、この点について立法により明確にすべきであるという意見がある。」と説明している。

②部会資料 55 では、将来債権の譲渡後に付された譲渡禁止特約の対抗の可否規

律は取り上げなかったとしている<sup>(3)</sup>。

③部会資料58では「第18、4(3)将来債権が譲渡され、権利行使要件が具備された場合には、その後に譲渡制限特約がされたときであっても、債務者は、これをもって譲受人に対抗することができないものとする。」と提案している。部会資料58の概要<sup>(4)</sup>では、既債権の譲渡制限特約と同様に、権利行使要件の具備後の譲渡制限特約は、「債務者がその特約をもって譲受人に対抗することができないとしている。現在不明確なルールを明確化することにより、取引の安全を図ろうとするものである。」と説明している。

④中間試案では「第18、4(3)将来債権が譲渡され、権利行使要件が具備された場合には、その後に譲渡制限特約がされたときであっても、債務者は、これをもって譲受人に対抗することができないものとする（注1）上記(3)については、規定を設けない（解釈に委ねる）という考え方がある」として検討提案をしている。中間試案の補足説明<sup>(5)</sup>では、「将来債権が譲渡された後に譲渡人と債務者との間で譲渡禁止特約が付された場合に、債務者が譲渡禁止特約を譲受人に対抗することができるか否かについては、現在、見解が対立している。この点について、債権譲渡の取引の安全を図る観点から、ルールを明らかにすべきであるとの指摘がある。」そこで「権利行使要件の具備時までに譲渡制限特約が付された場合には、譲受人に対して特約を対抗することができるとしている。債権が譲渡されていたことを知らない債務者が、譲渡制限特約によって自らの利益を確保する必要がある一方で、譲受人は、将来債権を譲り受けた後に譲渡制限特約が付されるリスクがあることを考慮した上で取引に入ることが可能であるからである。他方、権利行使要件の具備後に譲渡制限特約が付された場合には、その対抗を認めないこととしている。権利行使要件の具備により将来債権譲渡の事実を知った債務者は、譲渡を望まないのであれば、当該債権を発生させる取引をしないなどの方法をとることが可能であるから、この場合にまで譲渡制限特約の対抗を認める必要はないとの考慮に基づくものである。」と説明している。

⑤部会資料74Aでは「第1、2(4)将来債権が譲渡され、権利行使要件が具備された場合には、その後に上記1(2)の特約（注・譲渡禁止）がされたときであっても、債務者は、これをもって譲受人に対抗することができない。」と規律提案している。部会資料74Aの説明<sup>(6)</sup>では「素案(4)では、将来債権が譲渡された場合に

は、譲渡人が発生する債権の具体的な内容を決することができるものの、権利行使要件の具備後には債務者との関係でも譲渡人は債権の処分権を失っている以上、譲渡人が弁済の相手方を変更するような内容の合意まですることができるとは考えるべきでないから、権利行使要件の具備の時点を基準とし、その後に付された譲渡制限特約を譲受人に対抗することができないこととするものである。実質的に考えても、債権が譲渡されていたことを知らない債務者が、譲渡制限特約によって自らの利益を確保する必要がある一方で、譲受人は、将来債権を譲り受けた後に譲渡制限特約が付されるリスクがあることを考慮した上で取引に入ることが可能である。他方、権利行使要件の具備により将来債権譲渡の事実を知った債務者は、債権が譲渡されることを望まないのであれば、当該債権を発生させる取引をしないなどの方法をとることが可能であるから、この場合にまで譲渡制限特約の対抗を認める必要はないと考えられる。」としている。

⑥要綱仮案では「第 19 2(2) 将来債権の譲渡後に付された譲渡制限の意思表示の対抗について、次のような規律を設けるものとする。民法 467 条 1 項の規定による通知又は承諾がされた時に債権が現に発生していないときは、その後にされた譲渡制限の意思表示については、1(1) イの規定（注・知又は重過失不知第三者に対する譲渡制限の意思表示の効力規定）は、適用しない」と規律提案している。

⑦部会資料 84—2 では「第 19、2 (2) (1) イに規定する場合において、譲渡人が 3 の定による通知をし、又は債務者が 3 の規定による承諾をした時（以下この第 19 において「対抗要件具備時」という。）までに譲渡制限の意思表示がされたときは、譲受人その他の第三者がそのことを知っていたものとみなして、1(1) イ（注・知又は重過失不知第三者に対する譲渡制限の意思表示の効力）（譲渡制限の意思表示がされた債権が預貯金債権の場合にあつては、1(5) ア）（注・預貯金債権の場合の譲渡制限意思表示の効力の特則）の規定を適用する。」と改正提案している。部会資料 84—2 の説明<sup>(7)</sup> では「要綱仮案第 19 の 2(2) では、①将来債権譲渡についての民法 467 条 1 項の通知又は承諾の後にされた譲渡制限の意思表示には第 19 の 1(1) イの適用がなく、譲渡制限の意思表示を常に対抗することができないとする一方で、②将来債権譲渡についての通知又は承諾の前にされた譲渡制限の意思表示は常に譲受人に対抗することができる、という規律を意図していた。このうち②の規律については、第 19 の 2(2) の反対解釈によって導いていたが明確でなかったことか

ら、全体的に表現を改め、②をみなし規定で表現し、①は特に規定がなくとも当然に第三者は善意であることを前提に、特段の規定を設けないこととした。」と説明している。

（ii）将来債権の移転制限規律の改正経緯の規律構造 改正民法466の6第3項では、“対抗”構成を採っている。これは、部会資料84—2の規律提案を取り上げたことによる。しかし、前述の譲渡制限の意思表示付き債権移転規律で述べたと同様に“対抗”構成は形式的なものであり<sup>(8)</sup>、実質は多角法理によるもの解するのが妥当といえる。そこで、多角法理に立ってみると、譲渡人A・譲受人C間で未発生債権Xの譲渡契約を行なわれた後に、譲渡人Aと未発生債権Xの発生原因の当事者となるBの間で発生する債権の譲渡制限の意思表示が行なわれた場合、未発生債権Xが発生し、当該債権の債務者となったBは、Cに対して譲渡制限の意思表示を主張して、Bの取立を拒否できるかが規律構造上、問題になる。改正経緯では、部会資料37で、この問題については、現行では規律内容は確定していないと指摘した上で、そのルールを改正を契機に規律するのが望ましいとしている。そして、多様な改正提案が行なわれている。そのためか部会資料55では取り上げないことにしたとされていたが、部会資料58、中間試案、部会資料74Aでは権利行使要件の具備後に譲渡制限の意思表示をしたときはBはCに主張できないと提案している。その理由として、部会資料37では「既に処分してしまった債権について、譲渡人と債務者との合意によって事後的に譲渡性を失わせることはできない」との見解のあること、部会資料74Aでは譲渡人は債権の処分権を失っているから、譲渡人が弁済の相手方を変更するような内容の合意まですることができるとは考えるべきではないこと、中間試案では、債務者は当該債権を発生させる取引をしないなどの方法をとることが可能であることなどを挙げている。しかし、部会資料37、部会資料74Aの見解は譲渡人Aについての指摘であり、改正民法での譲渡制限の意思表示の主張は債務者Bの譲受人Cに対する主張の可否という構成がとられていることから、その理由となるかは疑問である。その後、部会資料84—2では「対抗要件具備時」までに譲渡制限の意思表示がされたときは、譲受人Cは知っていたものとみなし、預貯金債権の場合は知又は重過失不知のCにも主張できると提案している。この提案では「権利行使要件時」から「対抗要件具備時」に変更し、「対抗要件具備時」前の譲渡制限の意思表示のときについての規律として構成

を変更し、預貯金債権の場合の特則規律を援用している。改正民法は、基本的には、この部会資料 84—2 提案に基づくものといえるが「対抗要件具備時」前を「債務者への通知又は承諾した時（対抗要件具備時）」前と文言を変更している。しかし、この「対抗要件具備時」は、債務者への「対抗要件具備時」を意味するものであって、第三者への「対抗要件具備時」を意味するものでないことは、部会資料 58、中間資料、部会資料 74A が「権利行使要件」としていたことから確認することができる。このような改正規律を前提として債務者 B の譲受人 C に対する「譲渡制限の意思表示」の主張についてみると、債務者への「対抗要件具備時」前の「譲渡制限の意思表示」については B は「知」C として履行の拒絶或いは A への弁済による消滅の抗弁を主張することができ、債務者への「対抗要件具備時」後の「譲渡制限の意思表示」については B は C に主張できないから C の取立を拒否できないということになる。ただ、預貯金債権譲渡の場合は債務者への「対抗要件具備時」前・後に係わらず預貯金債権の債務者 B は C に「譲渡制限の意思表示」を主張して、C の取立を拒否できることになる。このような「債務者への通知又は承諾」による「対抗要件具備時」前・後を基準とする場合、債権譲渡「登記」により第三者対抗要件の具備は基準とすることができないと解される。ただ、債権譲渡「登記」した旨を債務者に通知をした場合は、この通知の前後を基準として判断することになるのかどうかの問題については、改正経緯では明確にしていない。

## 注

- (1) 部会資料 37 56 11 頁以下。
- (2) 最判平成 19・2・15 民集 61 卷 1 号 243 頁。
- (3) 部会資料 55 27 頁。
- (4) 部会資料 58 97 頁。
- (5) 商事法務編・民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明（商事法務・2013 年）256 頁以下。
- (6) 部会資料 74A 9 頁。
- (7) 部会資料 84—2 5 頁。
- (8) 拙稿「私法規律の構造 4—改正契約債権法の基本的規律構造<sup>(1)</sup>」法律論叢 94 卷 1 号 139 頁参照。

## (へ) 未発生債権移転の対抗要件規律

未発生債権移転の対抗要件については、改正民法 467 条括弧書きで既発生債権

移転の対抗要件と同様の方法によると規律している。

（i）未発生債権移転の対抗要件規律の改正経緯 ①部会資料37では「第1、4(1)対抗要件を具備することができる旨の規定を設ける」よう規律するとのみ提案していた<sup>(1)</sup>。

②部会資料55では「第1、4(2)将来債権の譲渡は、前記2(1)〔注・第三者対抗要件及び権利行使要件〕の方法によって第三者対抗要件を具備しなければ、第三者に対抗することができないものとする。」とし、既発生債権移転の対抗要件規律によると提案している。部会資料55の概要<sup>(2)</sup>では「本文(2)は、将来債権の譲渡についても、既発生債権譲渡と同様の方法で第三者対抗要件を具備することができるとする判例<sup>(3)</sup>を明文化するものである。」と説明している。

③部会資料56でも第18、4(2)で同旨の提案をしている<sup>(4)</sup>。

④中間試案では「第18、4(2)将来債権の譲渡は、前記2(1)の方法（注・既発生債権譲渡と同様の対抗要件）によって第三者対抗要件を具備しなければ、第三者に対抗することができないものとする。」との規律提案をしている<sup>(5)</sup>。

⑤部会資料74Aでは「第1、2(3)将来債権の譲渡は、民法467条2項に定める方法により第三者対抗要件を具備しなければ、第三者に対抗することができない。」と提案している<sup>(6)</sup>。

⑥部会資料81—3では「第2、3債権の譲渡（現に発生していない債権の譲渡を含む。）は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。」と規律提案している。部会資料81—3の説明<sup>(7)</sup>では、「将来債権の譲渡について、民法467条の方法によって第三者対抗要件を具備しなければ、第三者に対抗することができないという判例法理<sup>(8)</sup>を明文化する趣旨である」として、括弧書きを付け加えている。

（ii）未発生債権移転の対抗要件規律の改正経緯における規律構造 未発生債権移転の対抗要件について、既発生債権移転の対抗要件と同様の規律によるとするのが、改正経緯での見解として一貫していた。しかし、改正民法467条では債務者への通知・承諾を対抗要件としている。未発生債権では譲渡時においては債務者が特定されていない。未発生債権が発生した時点で、一々、債務者へ通知・承諾をすることによって対抗要件が具備されるということになるのであろうか。それとも、未発生債権の譲渡時に、未発生債権の発生原因である契約の相手方への通知・承諾



によって具備できるということになるのか。また、特例法に基づく登記によっても、未発生債権譲渡時に第三者対抗要件は具備するが、債務者へは、その旨の通知をしなければ対抗要件（権利行使要件）が具備しないことから発生時に一々通知することになるのか等の問題が残る。これらの疑問が生じないような規律を設ける必要があったのではないと思われる。さらに、対抗要件の方法は、既発生債権移転の対抗要件の方法と同様としても、対抗できるとする対象となる未発生債権の「特定」については、既発生債権とは異ならざるを得ない。その未発生債権の「特定」は、既発生債権の「特定」より不完全なものになりかねない。このようなことから、未発生債権の「特定」要件について改正規律する必要があったのではないと思われる。

#### 注

- (1) 部会資料 37 54 頁。
- (2) 部会資料 55 27 頁。
- (3) 最判平成 13・11・22 民集 55 卷 6 号 1056 頁。
- (4) 部会資料 56 95 頁。
- (5) 商事法務編・民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明（商事法務・2013 年）255 頁。
- (6) 部会資料 74A 7 頁。
- (7) 部会資料 81—3 5 頁。
- (8) 前掲最判平成 13・11・22。

#### （ト）将来債権移転の規律の検討

将来債権移転規律については、改正民法は未発生債権の移転性規律（466 条の 6 第 1 項）、未発生債権移転の効果規律（466 条の 6 第 2 項）及び譲渡制限の意思表示が行なわれた場合の規律（466 条の 6 第 3 項）のみを規律している。そして、改正経緯で提案されていた第三者対抗要件及び債務者対抗要件については、改正民法 467 条の債権譲渡の対抗要件規律で、括弧書きで規律している。そこで、まず、未発生債権の移転性規律（466 条の 6 第 1 項）についてみると、改正前民法時において一般的に使用されていた「将来債権」の概念に代えて「債権譲渡の意思表示時において発生していない債権」、いわゆる「未発生債権」として規律（もっとも、改正民法 466 条の 6 の柱書きでは「将来債権の譲渡性」としている。）している。これは、改正経緯をみると中間試案後の部会資料 74A までは「将来債権」として提案

されていたのを、部会資料81—3で改正提案されたものである。その改正提案の理由として「将来債権」とは何か、「将来債権」は「債権」に含まれるのではないかとの疑念を解消するためとされているが、いわゆる「未発生債権」に改正しても同様の疑念が残るのではないと思われる。このことと関連して、改正民法466条1項の債権の移転性規律とは別に改正民法466条の6第1項で未発生債権の移転性を規律した意味はどこにあるのかが問題になる。これは、債権譲渡の意思表示の時を基準として「未発生債権」規律と「既発生債権」規律の二元構成によるものである。このような二元構成によったのは、いわゆる「未発生債権」の移転に伴う特性に注目した特別規律の必要性によるものではないかと推測される。かかる観点に立ってみると、改正経緯で提案されていたように、未発生債権の移転規律では、既発生債権の移転規律とは異なり、改正経緯で提案されていた未発生債権移転の効力の限界規律を包摂して規律する必要があったのではないかと推察される。債権移転の対象になる未発生債権の「特定」との関係における未発生債権移転の効力の限界規律、未発生債権譲渡後に当該未発生債権の発生原因となる地位の譲渡による債務者の弁済相手の特定規律、不動産の未発生賃料債権の移転契約が行なわれた後に当該不動産が譲渡された場合の不動産取引規律との調整規律などの立法による特別規律を想定していたことによるものではないかと推測される。それにもかかわらず、合意にいたらなかったとして特別規律することを取り上げないことにし、未発生債権移転規律が改正民法規律に留まるのであれば、二元構成の必要があったのかどうか疑問である。

なお、中間試案の補足説明<sup>(1)</sup>では「再生手続等の倒産手続の開始決定後に発生した債権にも、将来債権譲渡の効力が及ぶことを明確にすべきであるという意見が主張されている」が「倒産法上の論点と密接に関わる上に、倒産手続開始決定後における債権の譲受人とその他の一般債権者との利益調整についての政策的な判断を必要とする問題であるので、倒産法の分野の問題として議論されるべきものであると考えられる。」このような認識については、部会の審議においても異論がなかった。以上を踏まえ、中間試案では「第18、4(4)は、上記の問題についての結論を得ることを意図するものではなく、引き続き、倒産法上の議論に委ねられるという理解を前提としている。」と説明している。これも、未発生債権移転と倒産法との調整という特別規律の当否の提案の一つとみることができよう。

注

(1) 商事法務編・民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明（商事法務・2013年）256頁以下。

(3) 債権移転の対抗要件規律

改正民法 467 条は、改正前民法 467 条が「指名債権の譲渡」の対抗要件としていたのを「債権の譲渡（現に発生していない債権の譲渡を含む）」の対抗要件に改正し、その対抗要件については改正前民法 467 条を維持している。すなわち、債務者対抗要件規律としては譲渡人による通知又は債務者の承諾（改正民法 467 条 1 項）、第三者対抗要件規律としては前述の通知又は承諾が確定日付けある証書（改正民法 467 条 2 項）によってなされていることとしている。また、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）上の対抗要件（登記）も併存して維持し、改正民法 467 条の対抗要件との関係については、新設規律されることなく解釈に委ねられている。

(イ) 「「債権」の譲渡」の対抗

「指名債権」を「債権」の譲渡に改めている。

(i) 「X 債権 Y の譲渡」の対抗に改めた改正経緯 ①部会資料 55<sup>(1)</sup>では「民法 467 条は X 指名債権 Y の譲渡について定めているが、今般の見直しにおいて、いわゆる証券的債権に関する規定を廃止し、有価証券に関する規定に改めるとすると、指名債権という概念を維持する必要がない。」と指摘されている。

②中間試案では第 18、2(1)甲案アで「金銭債権の譲渡」とし、第 18、2(1)甲案イで「金銭債権以外の債権の譲渡」として、「指名債権の譲渡」概念を用いていない<sup>(2)</sup>。

③部会資料 74A では「民法 467 条及び 468 条は X 指名債権 Y の譲渡に関する規律であるが、今般の見直しにおいて、いわゆる証券的債権に関する規定を廃止し、有価証券に関する規定に改めるとすると（部会資料 70A 第 2）、指名債権という概念を維持する必要がない。」と指摘されている。部会資料 74A の説明<sup>(3)</sup>では、「中間試案では、差し当たり、指名債権という概念を用いていないが、指名債権という概念は民法以外の法律でも用いられているので（電子記録債権法 77 条 2 項、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律 4 条 1 項等）、最終

的にこれを維持することの要否については、他の法律との関係の検討結果を踏まえて、改めて取り上げることとする。」としている。

④部会資料78Bでは第2、2(1)、(2)で「債権の譲渡」の概念を用いているが、部会資料74Aを維持するためか、何らの説明はない。

⑤部会資料81—3では第2、3で「債権の譲渡（現に発生していない債権の譲渡を含む。）」との用語を用いている。

(ii) 「X債権Yの譲渡」の対抗に改めた改正経緯における規律構造 改正前民法467条の指名債権の譲渡が「X債権Yの譲渡」の対抗に改められたことは、部会資料74Aの説明にみられるように、証券的債権に関する規定を廃止し有価証券に関する規定に改められた事により指名債権という概念を用いるの必要がなくなったことによるとされている。このため、「X債権Yの譲渡」の対抗規律には、有価証券の譲渡の対抗は含まれないことになる。また、中間試案のように、金銭債権と金銭債権以外の債権の区別は行なわれていない。

#### 注

(1) 部会資料55 22頁。

(2) 商事法務編・民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明（商事法務・2013年）240頁、241頁。

(3) 部会資料74A 12頁。

#### (ロ) 債権譲渡の対抗要件規律

(i) 債権譲渡の対抗要件規律の改正経緯 ①部会資料37での第三者対抗要件については、「第1、2(1) 第三者対抗要件 ア 対抗要件制度の基本的な在り方 債権譲渡の対抗要件制度の基本的な在り方については、民法上の対抗要件と動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）上の対抗要件（登記）とが併存する現状を維持しつつも、登記に対して民法上の第三者対抗要件に優先する効力を付与するかどうかについて、以下のような考え方があり得るが、どのように考えるか。【甲案】登記によって第三者対抗要件を具備した債権譲渡が民法上の第三者対抗要件を具備した債権譲渡に優先するものとする。【乙案】登記と民法上の第三者対抗要件を対等の効力とする現状を維持するものとする。」「イ 登記優先ルールを採用する場合における登記制度の在り方 前記アにお

いて登記優先ルールを採用する場合には、登記によって第三者対抗要件を具備することができる債権譲渡の範囲について、以下のような考え方があり得るが、どのように考えるか。【甲案】譲渡人に関する限定を廃止し、全ての金銭債権の譲渡について、登記によって第三者対抗要件を具備できるものとする。【乙案】事業者を譲渡人とする金銭債権の譲渡について、登記によって第三者対抗要件を具備できるものとする。【丙案】法人を譲渡人とする金銭債権の譲渡についてのみ、登記によって第三者対抗要件を具備できるものとする。なお、登記優先ルールを採用する場合における登記制度としては、債権譲渡の事実を公示するという特例法に基づく債権譲渡登記制度の枠組みを基本的に踏襲しつつ、実務的に利便性の高い登記制度を構築するという考え方があり得るが、どのように考えるか。」「ウ 民法上の対抗要件制度の見直し 民法上の対抗要件制度の見直しの在り方については、以下のような考え方があり得るが、どのように考えるか。【甲案】債務者をインフォメーション・センターとはしない制度に改めるものとする。具体的には、例えば、確定日付のある債権譲渡契約書を第三者対抗要件とし、第三者対抗要件を具備した債権譲渡が競合した場合には、確定日付の先後で優劣を決する制度とする。【乙案】債務者に対する通知又は債務者の承諾を第三者対抗要件とするが、確定日付のある証書によってされることを要しないものとする。【丙案】民法上の第三者対抗要件については、民法 467 条 2 項の規律を基本的に維持するものとする。」との検討提案している。部会資料 37 での第三者対抗要件についての検討提案の補足説明<sup>(1)</sup> では、第三者対抗要件の見直しの必要性についての要点として、「民法 467 条は、確定日付のある証書によってされた通知又は承諾を債務者以外の第三者に対する対抗要件としている。これは、債権譲渡の有無についての債務者の認識を通じ、債務者によってそれが第三者に表示され得ることを期待した制度であるとされている。」しかし、「判例<sup>(2)</sup> は、民法起草者の意図と異なり、確定日付は通知や承諾にあればよく、到達の日時が確定日付で証明される必要はないとしているため、確定された日付そのものは通知・承諾の日付を遡らせることを可及的に防止するという限定的な機能しか有しないことになり、確定日付を要求する意義が乏しくなっていると指摘されている。」「以上のように制度に内在する問題点を指摘する意見のほかにも、将来債権の譲渡との関係で、対抗要件の公示機能が不十分であることに伴う問題が生じていることを指摘する意見もある。」「以上に対して、現在の民法上の対抗要件制度を積

極的に評価する意見もある。具体的には、確定日付のある証書による債務者に対する通知又は債務者の承諾は、簡易かつ安価に対抗要件を具備できる点を指摘する意見や、債務者の承諾によって対抗要件を具備すれば、譲渡禁止特約付債権の譲渡の承諾や抗弁の切断のための承諾を兼ねることができるといふ点を指摘する意見があり、現在の民法上の対抗要件制度には、対抗要件具備のための手間や費用がかからないという利点があると評価されている。」「また、債務者に情報が集まることによって法的安定性が図られるという利点があり、債務者をインフォメーション・センターとする制度にも合理性があるとして、この制度を見直すことに否定的な意見もある。以上を踏まえると、債権譲渡取引の安全を確保するとともに、債務者の負担を軽減するという観点から、対抗要件制度を見直すことの要否が検討課題となるが、その制度設計に当たっては、債権譲渡の対抗要件具備のために要する手間や費用の負担が過大にならないように配慮することが必要であると思われる。」と説明している。また、登記優先ルールを採用した場合<sup>(3)</sup>については「民法上の第三者対抗要件のみを具備した複数の債権譲渡が競合した場合と、登記により第三者対抗要件を具備した複数の債権譲渡が競合した場合には、いずれも民法上の第三者対抗要件又は登記の相互間における先後によってその優劣が決せられることになる。この点は、現状と変わらない。他方、民法上の第三者対抗要件を具備した債権譲渡と登記により第三者対抗要件を具備した債権譲渡とが競合した場合の法律関係については、現状とは異なり、登記により第三者対抗要件を具備した債権譲渡が常に優先する。」とし、ただ、イの提案のような登記制度の在り方の検討が必要としている。さらに、民法上の対抗要件制度の見直しとしては「債務者の負担の軽減という問題意識を踏まえると、民法上の対抗要件制度について、債務者をインフォメーション・センターとはしない制度への転換の要否が問題となる。この観点からの具体的な立法提案として、確定日付のある証書による通知又は承諾に代えて、確定日付のある債権譲渡契約書を債権譲渡の第三者対抗要件とする制度に改めることが提案されている。本文ウの甲案は、この立法提案を採用することを提案するものである。」民法上の対抗要件制度の見直しの在り方<sup>(4)</sup>については「債務者をインフォメーション・センターとする制度にも合理性があるとして、この制度を見直すことに否定的な意見もある。」「もっとも、この場合であっても、確定日付が限定的な役割しか果たしていないとの指摘を踏まえて、通知又は承諾が確定日付のある証書に

よってされることを不要とすることを求める意見がある。」「本文ウの丙案は、民法上の対抗要件制度の現在の規律を基本的に維持することを提案するものである。」「丙案を採る場合には、現行制度の基本的な枠組みの中で、次のような点を見直すかどうかを検討課題となり得る。すなわち、①通知又は承諾が確定日付のある証書によってされることを要件とする場合には、通知の到達時点又は承諾の時点を公証する制度を導入する考え方の当否、②事前の承諾の有効性を条文上明確にすることの要否、③X承諾Yという文言を見直すことの要否などである。」としている。

部会資料 37 での債務者対抗要件については「第 1、2(2)ア 債務者対抗要件（権利行使要件）を、債務者に対する通知と債務者による承諾とする民法 467 条 1 項の規定の内容を維持するものとし、その通知の具体的な内容・方法は、前記(1)ウの考え方に応じて定めるものとしてはどうか。イ 上記アの考え方を採用することを前提として、民法 467 条 1 項の『債務者その他の第三者に対抗することができない』という文言は、『債務者に対して債権者であることを主張することができない』旨のものに改める」と検討提案している。部会資料 37 での債務者対抗要件についての検討提案に関する補足説明<sup>(5)</sup>を要約すると、中間的な論点整理第 13、2(2)「債務者対抗要件（権利行使要件）の見直し」<sup>(6)</sup>では、「債務者が債権譲渡の承諾をすることにより、譲渡人及び譲受人の意図に反して、譲受人に対して弁済する事態が生じ得るという問題があると指摘されている。このような問題に対応するために、債権譲渡の対抗要件制度について第三者対抗要件と債務者対抗要件を分離することを前提として、債務者対抗要件を通知に限った上で、債務者に対する通知がない限り、債務者は譲渡人に対して弁済しなければならないとする明文の規定を設けるべきであるとの考え方が示されている。」とした上で、「債務者の承諾については、債権譲渡の当事者である譲渡人及び譲受人が、債務者との関係では引き続き譲渡人を債権者とするを意図し、あえて債務者に対して通知をしない（債務者対抗要件を具備しない）場合であっても、譲渡当事者の意図に反して、債務者が債権譲渡の承諾をした上で、譲受人を債権者として弁済するという事態が生じ得る。このことを問題視する立場から、債務者対抗要件を通知に限った上で、その通知がない限り、債務者は譲渡人に対して弁済しなければならないとする明文の規定を設けるべきであるとの立法提案が示されている」。これに対して、「反対する意見の一つは、現在、債務者の承諾が、異議をとどめない承諾、契約上の地位の移転の承諾や、譲

渡禁止特約付債権を譲渡することについての承諾と兼ねることができて便利であるので、承諾を債務者対抗要件として維持すべきであるというものである」。また、「債務者が譲渡の事実を譲渡人又は譲受人から知らされていないにもかかわらず、譲渡を承諾し譲受人に対して弁済するのは、債務者が誤弁済のリスクを覚悟して譲受人に弁済するもので、必ずしも合理的な行動とは評価できない。」などの説明が行なわれた後に、「債務者対抗要件を通知に限定するという立法提案については、債務者に弁済の受領権者を選択する利益を付与する必要性と、弁済の受領権者を固定したい譲渡当事者の利益の保護の必要性とを比較衡量することによって、検討されるべきであると思われるが、第7回会議では、債務者対抗要件を通知に限る必要性を感じないという」意見が示されたとしている。この部会資料37の補足説明では、債務者との関係を「対抗」として構成していたのを、譲受人の債務者に対する「権利行使要件」と構成することを提案している。妥当な構成として注目される。

②部会資料52での第三者対抗要件については「第2、1債権譲渡の第三者対抗要件及び債務者に対する権利行使要件について、以下のような考え方があり得るが、どのように考えるか。【甲案】（第三者対抗要件を登記・確定日付ある譲渡書面とする案）ア 金銭債権の譲渡は、その譲渡について登記をしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができないものとする。イ 金銭債権以外の債権の譲渡は、譲渡契約書その他の譲渡の事実を証する書面に確定日付を付さなければ、債務者以外の第三者に対抗することができないものとする。【乙案】（債務者の承諾を第三者対抗要件等から削る案）ア 特例法（動産及び債権の譲渡の対抗要件等に関する民法の特例等に関する法律）と民法との関係について、現状を維持するものとする。イ 民法上の対抗要件について、以下のように改めるものとする。（ア）債権の譲渡は、譲渡人が確定日付のある証書によって債務者に対して通知しなければ、債務者以外の第三者に対抗することができないものとする。」と提案している。部会資料52での第三者対抗要件の補足説明<sup>(7)</sup>では、まず「債務者をインフォメーション・センターとすることを前提とする現在の対抗要件制度については、債権譲渡の安定性の確保という観点から不備のある制度であるとの意見や、債権譲渡の当事者ではない債務者を紛争に巻き込み、負担を強いる制度となっている点で不合理であるとする意見」などがあり、第45回会議では対抗要件制度を改める必要性を主張されたとしている。そして、登記優先ルールの分かりにくいとの意見に応じて、登記一



元化の考え方によっているのが甲案であるとしている。「本文乙案は、特例法上の対抗要件と民法上の対抗要件とが併存する関係を維持した上で、民法上の第三者対抗要件について、債務者の承諾を削り、確定日付のある証書による通知のみとすることを提案するものである。これに対して、債権譲渡に関して債務者の承諾が得られた場合には当該債権の担保価値が高く評価されるなど、債務者の承諾の有無が実務において重要な役割を果たす場合があることを指摘して、債務者の承諾を対抗要件として維持すべきであるとする意見がある。しかし、そこにいう重要な役割は、承諾を第三者対抗要件とすることと不可分に連動しているとは言えない。」としている。このような、補足説明によると、部会資料 52 第 2 1 の提案は、甲案、乙案ともに「債務者の承諾」を第三者対抗要件から削除しているのが注目される。

部会資料 52 での債務者対抗要件については「第 2、1【甲案】（第三者対抗要件を登記・確定日付ある譲渡書面とする案）ウ（ア）債権の譲渡人又は譲受人が上記アの登記に関する所要の書面又は上記イの書面を当該債権の債務者に交付して債務者に通知をしなければ、譲受人は、債権者の地位にあることを債務者に対して主張することができないものとする。（イ）上記（ア）の通知がない場合であっても、債権の譲渡人が債務者に通知をしたときは、譲受人は、債権者の地位にあることを債務者に対して主張することができるものとする。【乙案】（債務者の承諾を第三者対抗要件等から削る案）（イ）債権の譲受人は、譲渡人が当該債権の債務者に対して通知をしなければ、債権者の地位にあることを債務者に対して主張することができないものとする。」と提案している。部会資料 52 での債務者対抗要件についての提案の補足説明<sup>(8)</sup>では、本文甲案では、登記に関する書面又は譲渡契約書等の書面の債務者への交付、譲渡人が債務者への通知が債務者に対する権利行使要件としている。このような補足説明からすると、部会資料 52 第 2、1 の提案は、部会資料 37 第 1、2(2)アで、債務者対抗の問題を譲受人の債務者に対する「権利行使要件」と構成していたのを維持している。また、甲案、乙案共に「債務者の承諾」を要件としていないことが注目される。部会資料 55 も承諾を要件としていない。

③部会資料 55 での第三者対抗要件については「第 3、2(1)第三者対抗要件及び権利行使要件【甲案】（第三者対抗要件を登記・確定日付ある譲渡書面とする案）ア 金銭債権の譲渡は、その譲渡について登記をしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができないものとする。イ 金銭債権以外の債権の譲渡は、譲渡契

約書その他の譲渡の事実を証する書面に確定日付を付さなければ、債務者以外の第三者に対抗することができないものとする。【乙案】(債務者の承諾を第三者対抗要件等とはしない案) 特例法(動産及び債権の譲渡の対抗要件等に関する民法の特例等に関する法律)と民法との関係について、現状を維持した上で、民法 467 条の規律を以下のように改めるものとする。ア 債権の譲渡は、譲渡人が確定日付のある証書によって債務者に対して通知しなければ、債務者以外の第三者に対抗することができないものとする。(注) 第三者対抗要件及び権利行使要件について現状を維持すべきとする考え方がある。」と検討提案している。部会資料 55 での第三者対抗要件の検討提案についての備考<sup>(9)</sup>として「甲案のように登記に一元化する考え方については、その採用の前提として登記制度の整備が必要であるとの指摘がある。甲案を採る場合における登記制度の整備の基本方針については、部会資料 52 において提示した項目等に沿って今後更に検討を進めた上で、その検討結果を踏まえて、登記一元化の期的な見通しを考える必要がある。その際に、登記一元化をまず前提条件を整備した上で取り組むべき課題と位置付ける場合には、当面の対抗要件制度の改善策として、乙案の採用の当否を併せて検討する必要がある。」また「甲案と乙案のいずれも採用せずに現在の対抗要件制度を維持するとしても、現在の対抗要件制度について指摘されている問題点に可能な限り対応すべきとの指摘がある。具体的な考え方の一つとして、承諾の効力発生時期が不明確であるという問題に対応する観点から、通知又は承諾後に確定日付のある証書が作成された場合には、作成された証書を債務者に提示した時点で第三者対抗要件が具備されたものとするという意見がある。」と説明している。

部会資料 55 での債務者対抗要件については「第 3、2(1)第三者対抗要件及び権利行使要件 [甲案] (第三者対抗要件を登記・確定日付ある譲渡書面とする案) ウ (ア 債権の譲渡人又は譲受人が上記アの登記に関する所要の書面又は上記イの書面を当該債権の債務者に交付して債務者に通知をしなければ、譲受人は、債権者の地位にあることを債務者に対して主張することができないものとする。(イ 上記アの通知がない場合であっても、債権の譲渡人が債務者に通知をしたときは、譲受人は、債権者の地位にあることを債務者に対して主張することができるものとする。【乙案】(債務者の承諾を第三者対抗要件等とはしない案) 特例法(動産及び債権の譲渡の対抗要件等に関する民法の特例等に関する法律) と民法との関係について、

現状を維持した上で、民法 467 条の規律を以下のように改めるものとする。イ 債権の譲受人は、譲渡人が当該債権の債務者に対して通知をしなければ、債権者の地位にあることを債務者に対して主張することができないものとする。(注) 第三者対抗要件及び権利行使要件について現状を維持すべきとする考え方がある。)と提案している。

④部会資料 58 での第三者対抗要件について「第 18、2(1)民法 467 条の規律について、次のいずれかの案により改めるものとする。【甲案】(第三者対抗要件を登記・確定日付ある譲渡書面とする案) ア 金銭債権の譲渡は、その譲渡について登記をしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができないものとする。イ 金銭債権以外の債権の譲渡は、譲渡契約書その他の譲渡の事実を証する書面に確定日付を付さなければ、債務者以外の第三者に対抗することができないものとする。【乙案】(債務者の承諾を第三者対抗要件等とはしない案) 特例法(動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律)と民法との関係について、現状を維持した上で、民法 467 条の規律を次のように改めるものとする。ア 債権の譲渡は、譲渡人が確定日付のある証書によって債務者に対して通知をしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができないものとする。(注) 第三者対抗要件及び権利行使要件について現状を維持するという考え方がある。」と提案している。部会資料 58 での第三者対抗要件の提案の概要<sup>(10)</sup>では、「本文の甲案は、①金銭債権の譲渡の第三者対抗要件を登記に一元化するとともに(甲案ア)、②金銭債権以外の債権の譲渡の第三者対抗要件を確定日付の付された譲渡の事実を証する書面に改める(甲案イ)のものである。現在の民法上の対抗要件制度に対しては、債権譲渡の当事者ではない債務者が、譲渡の有無の照会を受けたり、譲渡通知が到達した順序の正確な把握を求められるなどの負担を強いられていることについて、実務上・理論上の問題点が指摘されている。甲案は、このような問題点を解消して債務者の負担を軽減するとともに、特に金銭債権の譲渡について取引の安全を保護することを意図するものである。甲案イの「譲渡契約書その他の譲渡の事実を証する書面」とは、譲渡契約書である必要はなく、譲渡対象となる債権が特定され、かつ、当該債権を譲渡する旨の当事者の意思が明らかとなっている書面であれば足りるという考えに基づくものである。本文の乙案は、特例法上の対抗要件と民法上の対抗要件とが併存する関係を維持した上で、民法上の第三者対抗要件について、確定

日付のある証書による通知のみとするものである。債務者をインフォメーション・センターとする対抗要件制度を維持するとしても、債務者の承諾については、第三者対抗要件としての効力発生時期が不明確であるという指摘のほか、債権譲渡の当事者ではない債務者が譲受人の対抗要件具備のために積極的関与を求められるのは、債務者に不合理な負担となることが指摘されている。乙案は、このような指摘に応える方策として、確定日付のある証書による債務者の承諾を第三者対抗要件としないこととするものである。」「もともと、現在、債権譲渡の第三者対抗要件が債務者の承諾について問題が指摘されているとしても、債務者の承諾を第三者対抗要件から削除する必要ではなく、基本的に現在の対抗要件制度を維持すべきとの考え方があり、これを（注）として取り上げた。」と説明している。

部会資料 58 での債務者対抗要件については「第 18、2(1) [甲案] ウ (ア 債権の譲渡人又は譲受人が上記アの登記の内容を証する書面又は上記イの書面を当該債権の債務者に交付して債務者に通知をしなければ、譲受人は、債権者の地位にあることを債務者に対して主張することができないものとする。(イ 上記(アの通知がない場合であっても、債権の譲渡人が債務者に通知をしたときは、譲受人は、債権者の地位にあることを債務者に対して主張することができるものとする。[乙案] イ 債権の譲受人は、譲渡人が当該債権の債務者に対して通知をしなければ、債権者の地位にあることを債務者に対して主張することができないものとする。)と提案している。部会資料 58 での債務者対抗要件の提案についての概要<sup>(11)</sup> では「甲案ウでは、登記の内容を証する書面（金銭債権の場合）又は譲渡契約書その他の譲渡の事実を証する書面（金銭債権以外の債権の場合）を当該債権の債務者に交付して譲渡人又は譲受人が通知をすることとは別に（甲案ウ(ア)、単なる譲渡通知を譲渡人が債務者に対してすることも債務者に対する権利行使要件としている（甲案ウ(イ)。この両者の通知が競合した場合については、本文アの登記の内容を証する書面又は本文イの書面を交付して通知をした譲受人に対して債務を履行しなければならない旨のルールを設けている）」乙案イでは、債務者の承諾を権利行使要件とはしないこととしている（甲案ウも同様）これは、債務者に弁済の相手方を選択する利益を積極的に認めることは必要なく、かつ、譲渡当事者の利益保護の観点から適当ではないという考慮の他、債権譲渡の当事者でもない債務者が、譲受人の権利行使要件具備のために、承諾という積極的関与を要求されることは、制度としての

合理性に疑問があるという考え方にに基づき、債権譲渡制度の中で債務者が果たす役割を小さくすることによって、できる限り債務者に負担がかからない制度とすることを意図するものである。」と説明している。

⑤中間試案での第三者対抗要件については「第 18、1、2(1) 第三者対抗要件及び権利行使要件【甲案】(第三者対抗要件を登記・確定日付ある譲渡書面とする案) ア 金銭債権の譲渡は、その譲渡について登記をしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができないものとする。イ 金銭債権以外の債権の譲渡は、譲渡契約書その他の譲渡の事実を証する書面に確定日付を付さなければ、債務者以外の第三者に対抗することができないものとする。【乙案】(債務者の承諾を第三者対抗要件等とはしない案) 特例法(動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律)と民法との関係について、現状を維持した上で、民法 467 条の規律を次のように改めるものとする。ア 債権の譲渡は、譲渡人が確定日付のある証書によって債務者に対して通知をしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができないものとする。」と提案している。中間試案での第三者対抗要件の提案の概要<sup>(12)</sup>では、「現在の民法上の対抗要件制度に対しては、債権譲渡の当事者ではない債務者が、譲渡の有無の照会を受けたり、譲渡通知が到達した順序の正確な把握を求められるなどの負担を強いられていることについて、実務上・理論上の問題点が指摘されている。甲案は、このような問題点を解消して債務者の負担を軽減するとともに、特に金銭債権の譲渡について取引の安全を保護することを意図するものである。」と説明している。また、乙案については「債務者をインフォメーション・センターとする対抗要件制度を維持するとしても、債務者の承諾については、第三者対抗要件としての効力発生時期が不明確であるという指摘のほか、債権譲渡の当事者ではない債務者が譲受人の対抗要件具備のために積極的関与を求められるのは、債務者に不合理な負担となることが指摘されている。乙案は、このような指摘に応える方策として、確定日付のある証書による債務者の承諾を第三者対抗要件としないこととするものである。」と説明している。

中間試案での債務者対抗要件については「第 18、1、2(1) [甲案] ウ(ア 債権の譲渡人又は譲受人が上記アの登記の内容を証する書面又は上記イの書面を当該債権の債務者に交付して債務者に通知をしなければ、譲受人は、債権者の地位にあることを債務者に対して主張することができないものとする。(イ 上記(ア)の通知が

ない場合であっても、債権の譲渡人が債務者に通知をしたときは、譲受人は、債権者の地位にあることを債務者に対して主張することができるものとする。）〔乙案〕イ 債権の譲受人は、譲渡人が当該債権の債務者に対して通知をしなければ、債権者の地位にあることを債務者に対して主張することができないものとする。（注）第三者対抗要件及び権利行使要件について現状を維持するという考え方がある。」と提案している。中間試案での債務者対抗要件の提案の補足意見<sup>(13)</sup>では「民法467条2項は、「債務者以外の第三者」に対する対抗要件を定めているが、この点については、これらの条文の関係が不明確であるという批判があるほか、債務者との関係は対抗関係ではないため、同条1項が、債務者に「対抗することができない」としているのは不適切であると指摘されている。そこで、ここでは、債務者との関係について、「対抗することができない」という文言を「債権者の地位にあることを債務者に対して主張することができない」に改めることとしており、これに伴い、債務者対抗要件ではなく、権利行使要件という用語を用いることとしている。もっとも、この点は、民法全体で「対抗」という文言をどのような意味で用いるのかという点と関係する問題であるので、今後、横断的な検討をする必要がある。」として、譲受人の対債務者関係は「対抗要件」として構成するのは問題であり、譲受人の「権利行使要件」として構成することを強調している。そして「権利行使要件としての債務者の承諾は、債務者が弁済の相手方を選択することを認める機能を果たすものであるが、これに対しては、弁済受領権者を変えない趣旨であえて債務者に対して譲渡の情報を伝えていない場合にまで債務者が一方的に承諾によって譲受人に弁済できるとすれば、譲渡当事者の意図に反する結果になり、譲渡当事者の利益保護の観点から妥当でないとの批判や、債務者に弁済の相手方を選択する利益を認める必要性に乏しいとの指摘がある。また、債務者が譲渡の事実を譲渡人又は譲受人から知らされていないにもかかわらず、譲渡を承諾し譲受人に対して弁済するのは、債務者が誤弁済のリスクを覚悟して譲受人に弁済するもので、必ずしも合理的な行動とは評価できないとも指摘されている。このほか、債権譲渡の当事者でもない債務者が、譲受人の権利行使要件具備のために、承諾という積極的関与を要求されることは制度として合理性に疑問があるという指摘もある。本文は、以上のような指摘を踏まえたものである。」として、債務者の承諾を権利行使要件とするこの問題点を指摘して提案の根拠を説明している。「なお、債務者の承諾を権利行

使要件としないことに関連して、譲渡当事者が権利行使要件としての通知をしないにもかかわらず、債務者の側から一方的に（権利行使要件ではない）承諾をした上で、譲受人に対して弁済をすることができるかどうかについても部会で審議されたが、意見が分かれたことから、本文は、譲受人が権利行使要件を具備しない場合に債務者が譲受人に有効に弁済し得るか否かについては、解釈に委ねることを前提としている。」と説明している。そして、譲受人権利行使要件を具備する前に債務者が承諾して弁済した場合の効力は解釈に委ねられていると指摘している。

⑥部会資料 63 での第三者対抗要件としては「譲渡契約書その他の譲渡の事実を証する書面（以下「譲渡書面」という。）に確定日付を付したものを債権譲渡の第三者対抗要件とする考え方があり得る。これは、甲案のうち、金銭債権の第三者対抗要件を登記とせず、金銭債権以外の債権の第三者対抗要件と同じにするという考え方であり、甲案の別案と位置付けられ得るものである（譲渡書面の意義は、中間試案の補足説明 244 頁参照）」と提案している。部会資料 63 の第三者対抗要件の提案についての解説<sup>(14)</sup>では、① 債務者が複数の通知の到達の先後及び通知の有無を判断する負担を負うこと② 債権を譲り受けようとする者又は譲受人からの照会があった場合に、債権の帰属について、債務者が回答する負担を負うことについての賛否の実態調査を整理したのちに、「他方、現在の対抗要件制度の利点として、(i) 現在の民法上の対抗要件制度によれば、簡易かつ安価に第三者対抗要件を具備することができることと、(ii) 特に債務者の承諾による対抗要件具備に特有の利点があることの 2 点が挙げられており、これについては概ね異論がないように思われる」と指摘した上で、「差し当たりは現状を維持した上で、甲案の実現を将来的な課題として位置付けるかどうかを検討することが現在のところは有力な選択肢である。もっとも、現状維持の理由としては、現在の対抗要件制度を積極的に評価するものや、現在の対抗要件制度に特に問題がないことを挙げるものが多く、これについては、今回の実態調査の結果等を踏まえて、再度検討する必要がある。その結果、甲案を将来的な課題として位置付けるか否かにかかわらず、民法上の対抗要件制度については現状を維持するのではなく、今回の改正で、民法の対抗要件制度に内在する問題を解消するための方策を検討することが必要となる可能性がある。そこで、以下においては、民法上の対抗要件制度に内在する問題を解消するための方策として、甲案の金銭債権以外の債権についての規律を一般化するもう一つの考え

方を具体的に提示し、条件付きで甲案に賛成する立場や、適切な改正案が現状で示されていないことを理由として現状維持を支持する立場などから、この別案（以下「別案」という。）を今後の検討課題として加えることを支持し得るか否かを試みに問うこととする。」として別案提案の経緯を述べている。そして、別案の解説<sup>(15)</sup>として「すなわち、この補足説明における実体調査のような実務上の問題点を解消しようとするのであれば、「甲案のように、対抗関係の優劣に関する情報を債務者に集約する対抗要件制度を改める必要がある。」「この別案は、同一の債権について譲渡が競合した場合における譲渡の優劣について、譲渡書面に付された確定日付の先後によって決することとするものであり、債務者は譲渡の優劣を客観的な基準によって決することができるので、この補足説明（前記①）のような問題は解消される。」また、「後述のように権利行使要件としての債務者の承諾を維持するため、これと譲渡禁止特約を解除する意味での承諾等を兼ねることができることや、一括決済システムのような債権譲渡については、譲渡契約時に併せて譲渡書面を作成すればよいので」、この補足説明の（3 現在の対抗要件の利点 (i) 簡易かつ安価 (ii) 債務者の承諾特有の利点）で上げた「現在の対抗要件制度の利点が損なわれるとは言えないようにも思われる。」「他方、この別案に対しては、これまでの審議経過においても、譲渡の事実を債務者も把握しないことになるため、公示機能が乏しいということを理由として反対する意見が主張されてきた。」しかし、この補足説明で取り上げたように、「債務者に公示機関としての役割を担わせようとしてきた現在の対抗要件制度が期待通りに機能しているかどうかについては評価が分かれ得るように思われるので、取引の安全保護という観点からこの別案に問題があるか否かは、更に検討が必要であるように思われる。」「もっとも、この別案を採用場合には、債務者を特定しない譲渡についても第三者対抗要件を具備することが可能となるようにも思われるが、少なくとも現在の対抗要件制度よりも公示機能が優れているとは言えないにもかかわらず、第三者対抗要件の具備を現状よりも広く認めることは適当ではないように思われる。」「そこで、この考え方を採る場合には、譲渡書面において債務者を特定することを必要とすることが考えられる。」「また、甲案を支持する意見の多くは、特に債権の譲受人としての立場から、甲案を採ることによって、債権譲渡の取引の安全が保護されるという点を理由としている。これは、金銭債権の債権譲渡の第三者対抗要件が登記に一元化されることによって、公示機



能が高まることに基づくものである。他方で、甲案が将来的に実現するまでの間、債務者に過度の負担を課している現行の対抗要件制度に代替し得る制度を考える上では、別案の考え方は、確定日付の先後という客観的な基準によって譲渡の優劣を決することができる点で、債権の譲受人にとって、紛争時のコストを低減することができる利点があり、かつ、現行の対抗要件制度が必ずしも公示機能を果たし得ていないことを考えれば、この別案を採用することによって、必ずしも公示機能が現状より劣るとは一概に言えないように思われる。」「なお、別案の考え方を採用する場合には、確定日付によって日付だけでなく、時間についても証明することを可能とする制度を導入することの可否が検討課題となり得る。」と説明している。

部会資料 63 での権利行使要件としては「この別案を採用する場合の権利行使要件としては、譲渡書面を送付することによる通知の他、債務者の承諾を維持することが考えられる。」と提案している。部会資料 63 の債務者対抗要件の提案の解説<sup>(16)</sup>では「中間試案第 18、2(1)では、権利行使要件としての債務者の承諾を認めないという案が取り上げられていた。これは、権利行使要件としての債務者の承諾は、債務者が弁済の相手方を選択することを認める機能を果たすものであるが、これに対しては、弁済受領権者を変えない趣旨であえて債務者に対して譲渡の情報を伝えていない場合にまで債務者が一方的に承諾によって譲受人に弁済できるとすれば、譲渡当事者の意図に反する結果になり、譲渡当事者の利益保護の観点から妥当でないとの批判や、債務者に弁済の相手方を選択する利益を認める必要性に乏しいとの指摘があることを考慮したものである。しかし、パブリック・コメントの結果等によれば、債務者が弁済の相手方を選択することができることを実務上の問題点であると指摘して支持する意見が少数にとどまっていることを踏まえると、債務者の承諾を権利行使要件として維持することが相当であると考えられる。」としている。

⑦部会資料 74B での第三者対抗要件については、第 74 回会議後に提出された具体的な立法提案として「【A 案】債権を譲渡した事実を譲渡人又はその指定する者が、公証人又は郵便認証司に対して申述した日時を証明するための行為をすること（公証人に譲渡の事実を申述してその日時を公証してもらうこと又は譲渡の事実を記載した書面を内容証明郵便で送付すること）を第三者対抗要件とし、その証明された日時の先後で対抗関係の優劣を決するという考え方。この考え方に立った上で、債権を譲渡した事実を申述したことを一定の期間内に債務者に対して知らせな

なければならないこととするか、譲渡の事実の申述の方法を限定する（例えば、内容証明郵便を送付する方法によって郵便認証司に申述しなければならないこととする。）別案がある」。「**【B案】** 法人を譲渡人とする将来債権の譲渡について、第三者対抗要件を登記に一元化するという考え方」を提案している。部会資料 74B での第三者対抗要件の提案については「債権譲渡の第三者対抗要件及び権利行使要件については、中間試案では甲案・乙案を併記するほか、現状を維持するという考え方を注記しており、当部会のこれまでの審議において、改正の要否をも含めた意見の対立が見られたところである（第 74 回会議までの部会における審議の経緯等については、部会資料 63 参照）。」<sup>(17)</sup> とし、第 74 回会議では、第 3 ステージの審議が行われた。「その際に使用された部会資料 63 では、中間試案の甲案の別案として、譲渡契約書その他の譲渡の事実を証する書面に確定日付（日付のみならず、時間まで公証する制度を導入することも検討課題とされていた。）を付したものを債権譲渡の第三者対抗要件とする考え方が取り上げられ、審議の対象とされた。この甲案の別案は、債権譲渡が競合した場合における対抗関係の優劣について、確定日付の先後によって決することとしており、通知の到達の有無やその先後を管理し、判断するという債務者の負担を解消することを意図したものである。第 74 回会議では、中間試案で提示された案での合意形成が困難であるとしても、これまで指摘されてきた対抗要件制度の問題点を解消するための改正を模索する努力が必要であるとの指摘があった。その上で、甲案の別案に対しては、その問題点を解消し得る考え方であるとして評価する意見があった一方で、実務的な懸念を示す意見も少なくなかった。具体的には、①債務者が知らないままに債権譲渡がされることになるので、現在よりも公示機能が劣ることになり、譲渡人が同一の債権を多重に譲渡してしまう事態を防止することができなくなるという意見、②特に債務者の承諾には、譲渡人が多数の場合における債権譲渡の対抗要件を簡易かつ安価に具備することができるという機能があり、これを維持することができなくなるという意見である。このうち、①の意見は、現在の対抗要件制度において、取引の当事者ではない債務者が債権譲渡の有無を把握していることによって、債務者から競合する譲渡がない旨の回答を得た上で、安心して債権を譲り受けることができる場合があるという点において、取引の安全の確保のために一定の役割を果たしているという評価に基づくものである。この点については、債権譲渡の当事者ではない債務者が、公示

機関としての役割を果たさなければならない負担を強いられることが現在の対抗要件制度の問題点の一つであるとして批判する意見もあるが、債務者には回答義務がないのであるから、回答したくない場合には回答しなければよいだけであるし、債務者が積極的に協力をしてくれる場合があって、この場合に取引の安全が確保されているという実態を重視すべきであるという反論がある。なお、甲案の別案に対して懸念を示す意見の中でも立場は分かれており、改正の必要性自体を認めた上で、引き続き中間試案の甲案の早期実現を目指すべきであるという意見、甲案の別案を採るにしても、登記に優先的な効力を認めることで取引の安全の確保を図ることを検討すべきであるという意見のほか、現状を維持すべきであるという意見などがあり、このような意見対立の状況を踏まえて、更に検討が続けられることとなった。」としている<sup>(18)</sup>。そして、第 74 回会議後に提出された具体的な立法提案の【A 案】について「現行制度において対抗関係の優劣に関する情報を債務者のみが把握している点を改める必要があるという認識の下で、上記のとおり、債務者が債権譲渡の有無を把握していることにより債権譲渡取引の安全が確保されているという評価もあることを踏まえ、新たな案を提示するものである。A 案によれば、債権譲渡が競合した場合における対抗関係の優劣を、譲渡の事実を申述した日時先後によって判断することができ、その日時について信頼性の高い証拠が存在する制度になるので、上記の現行制度の問題点を解消することができる。そして、権利行使要件が具備されて初めて、証明された日時に第三者対抗要件の具備という効力が生ずることとして、譲渡当事者が早期に権利行使要件を具備するインセンティブを与え、これによって債務者に譲渡の事実を把握させることによる取引安全の確保の要請も対応している。A 案による「譲渡の事実の申述」は、譲渡人又は譲渡人の指定する者が行えばよく、債務者を指定することも可能であると考えられる。したがって、現在は債務者の承諾という方法によって対抗要件を具備している取引については、債務者が譲渡の事実を公証人等に申述することによって、従来と同様の方法によって第三者対抗要件を具備することが可能であるとする。そして、一括決済方式のように、特定の譲受人が多数の譲渡人との間で行う同一の債務者に対する債権の譲渡については、現在と同様、債務者が譲渡の事実を申述する一通の書面を作成して、その日時の証明を受けることにより、簡易かつ安価に第三者対抗要件を具備することができる。そして、このような方法によって第三者対抗

要件が具備される場合には、債務者は譲渡の事実を認識しているのであるから、同時に権利行使要件も具備されたという制度とすることでよく、改めて譲渡人又は譲受人から書面を債務者に送付する必要はないと考えられるから、従来の実務を維持することができるように思われる。なお、A案の制度は、公証人又は郵便認証司が、日付だけでなく、時間まで証明する制度を設けることを前提とするものであるが、この制度の採否及び詳細については、今後の検討課題となる。」としている<sup>(19)</sup>。また、B案については「資金調達円滑化の促進という観点から債権譲渡の第三者対抗要件を登記に一元化することが望ましいという考え方に立ちつつも、従来の審議の経緯に鑑みれば、第三者対抗要件を全面的に登記に一元化することは困難であるということを考慮し、登記に一元化する対象を資金調達の円滑化のために特に必要と考えられる範囲に限定することを提案するものである。また、登記に一元化する対象について、金銭債権の譲渡に限定せず、金銭債権以外の債権の譲渡も対象としている点も、中間試案の甲案との違いとして挙げられる。」「資金調達目的の債権譲渡の多くが法人を譲渡人とし、将来債権譲渡を対象に含むものであると言われていることからすると、B案の考え方は、特に資金調達の円滑化を図るという観点を重視する改正要望に実質的には応え得るものであるといえる。」「もっとも、B案を採用する場合には、更なる検討課題がある。第一は、将来債権譲渡と一般の債権譲渡の対抗要件を区別することの当否及びその理由である。」「第二に、B案が提案する承諾に代わる登記制度の創設の可否である。」これらは、「今後の検討課題である。」としている<sup>(20)</sup>。なお、以上のような第三者対抗要件に加えて、部会資料74Bでは、事前の承諾の有効性の明確化の要否について「判例<sup>(21)</sup>は、債権譲渡の目的たる債権及びその譲受人がいずれも特定している場合に、債務者が予めその譲渡に同意したときは、その後あらためて民法467条1項所定の通知又は承諾がなされなくても、当該債務者に対しては右債権譲渡をもつて対抗し得る」と判示している。この判決は、飽くまでも権利行使要件としての承諾に関するものであり、かつ、事前の承諾が有効となる場合について限定を付しており、事前の承諾が対抗要件として常に有効であるとは言えないという認識は概ね共有されていると思われる。」ことから、「法文化が困難であると考えられることを踏まえると、引き続き解釈に委ねざるを得ないように思われるが、どうか。」と提案している<sup>(22)</sup>。

部会資料74Bでの債務者対抗要件については「A案によれば、債権譲渡が競合

した場合における対抗関係の優劣を、譲渡の事実を申述した日時先後によって判断することができ、その日時について信頼性の高い証拠が存在する制度になるので、上記の現行制度の問題点を解消することができる。そして、権利行使要件が具備されて初めて、証明された日時に第三者対抗要件の具備という効力が生ずることとして、譲渡当事者が早期に権利行使要件を具備するインセンティブを与え、これによって債務者に譲渡の事実を把握させることによる取引安全の確保の要請も対応している。」としている<sup>(23)</sup>。

⑧部会資料 78B での第三者対抗要件については「第 3、2 民法 467 条が定める対抗要件制度について、以下のような方向で改正をするという考え方があり得るが、どのように考えるか。(1) 債権の譲渡は、譲渡人が債務者に通知をしなければ、債務者に対抗することができないものとする。(2) 債権の譲渡は、譲渡人又は譲渡人の指定する者が次に掲げる事項を記載した証書を作成して確定日時（仮称）を付した上で、その債権の譲渡及び譲渡につき当該証書が作成されたことを債務者に通知しなければ、債務者以外の第三者に対抗することができないものとする。ア 債権を譲渡した事実及びその日付イ 譲渡に係る債権を特定するために必要な事項【A—1 案】(3) 上記(2)の通知は、確定日時を付した日から「一週間」以内に、上記(2)の証書を交付してしなければならないものとする。【A—2 案】(3) 上記(2)の証書の作成及び通知は、内容証明の取扱いに係る認証（郵便法第 58 条第 1 号参照）を受けて確定日時を付す方法によって、しなければならないものとする。ただし、上記(2)の譲渡人の指定する者が債務者である場合には、上記(2)の証書を作成して公証人役場において確定日時を付する方法によることができるものとする。【A—1 案及び A—2 案に共通】(4) 上記(2)の証書に確定日時が付された譲渡が競合した場合には、債務者は、上記(2)の通知をした譲受人のうち、証書に付された確定日時が先の譲受人に対して、債務を履行しなければならないものとする。」と規律提案している。部会資料 78B での第三者対抗要件の説明<sup>(24)</sup>では「第 83 回会議では、部会資料 74B 第 2、2A 案と B 案について、それぞれ支持する意見があったが、B 案については、対抗要件具備のために要するコスト等を懸念し、反対する意見があった。他方、A 案に対しては、債権譲渡の取引の安全を害するのではないかという懸念が示されたが、これについては、A 案を修正することによって、対応することが可能であり、その方向で検討を進めるべきであるとの意見があった。このよう

な議論の経緯を踏まえて、この資料では、試みにA案を修正する具体案を提示し、その賛否を問うものである。」「A案に対して示された懸念は、債務者に対して先行する譲渡がないことを確認した上で債権を譲り受けても、事後にその譲受人よりも優先する譲受人が現れる可能性があるため、債権譲渡取引の安全が害されるという点である。この懸念は、特に将来債権が譲渡される場合のように、債権の譲渡から債務者の弁済までに長期間経過する場合に特に問題になると考えられる。」そこで、「これらは、いずれも、債権の譲受人が、事後にその譲受人に優先する譲受人が現れることによって、不測の損害を被る事態が生ずることを防止するために、確定日時を取得した譲受人が債務者に通知する可能性がある期間を限定し、一定の期間を経過した時点で債務者に通知がなければ、譲受人は自らよりも優先する譲受人が事後に現れる可能性を排斥することができるという考え方である。このような考え方を具体化したものが、本文のA—1案及びA—2案である。」と説明している。なお、部会資料78Bは、差押との関係について「部会資料74B第2、2A案？は差押えとの優劣関係について、債務者対抗要件の具備と差押命令の送達時の先後とする考え方を提示していたが、これについては、法律関係が錯綜するおそれがあるという指摘があった。そこで、A案を採用する場合における差押えとの優劣関係については、確定日時と差押命令の送達時の先後によって決することが妥当であると考えられる。」と説明している。

部会資料78Bでの債務者対抗要件については「第3、2(1)で、譲渡人の債務者への通知を債務者対抗要件とすることを提案している。」この規律提案は、これまでの提案では債務者との関係では権利行使要件として規律することを提案していたのと規律構造上、基本的に異なる提案である。しかし、部会資料78Bでは、その基本的変更については、何ら説明していない。

⑨部会資料81—3での債権譲渡の対抗要件については「第2、3債権の譲渡（現に発生していない債権の譲渡を含む。）は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。」と規律提案している。部会資料81—3の債権譲渡の対抗要件の規律提案についての説明<sup>(25)</sup>では、部会資料78B第3、2では、対抗要件制度について、譲渡の事実を公証人又は郵便認証司に対して申述した日時を証明するための行為を第三者対抗要件とし、その証明された日時の先後で競合する譲渡の優劣を決する考え

方の当否を取り上げ、第 89 回会議で審議がされたが、改正の要否及びその内容についての意見は分かれたままであり、合意形成は困難であると考えられることから、この考え方は取り上げないこととしたとしている。

⑩要綱仮案での債権譲渡の対抗要件については「民法 467 条 1 項の規律を次のように改めるものとする。債権の譲渡（現に発生していない債権の譲渡を含む。）は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。」と規律提案している。これは、部会資料 81—3 の規律提案を維持するものである。

(ii) 債権譲渡の対抗要件規律の改正経緯における規律構造 債権譲渡の対抗要件規律の改正経緯においては、当初（部会資料 37）から部会資料 81—3 の改正提案までは、対第三者規律は対抗要件構成として、対債務者規律は権利行使要件構成として、対第三者規律と対債務者規律の規律構成は異なるものとして検討されてきた。これは、適切な規律構成であったといえる。対第三者規律は譲渡人 A から B を債務者とする甲債権の譲受人 C と譲渡人 A からの B を債務者とする同一の甲債権の譲受人 E との甲債権取得を巡っての“喰うか食われるかの対立関係”に係わる規律であり、動産・不動産の取得を巡る対抗要件規律と同様の規律構成にあるといえる。そこでは、A・B・C・E と多数当事者が関与するものではあるが、基本的には C 対 E の二当事者関係での対抗関係として規律することで十分であるといえる。多角法理を援用して規律する必要のない規律といえる。この意味では、多数当事者が関与する場合であっても、譲受人が C の場合の A・B・C とは異なり E のように、或いは譲受人が E の場合の A・B・E と異なり C のように甲債権移転取引を構成する当事者として規律する必要のない場合は、多角法理を適用する必要はないと解すべきである。この意味では、債権移転規律における対第三者規律は、多角法理の適用外の規律関係といえる。これに対して、対債務者規律については、譲渡人 A から甲債権を譲り受けた C 或いは E は債務者 B に対して甲債権の債権者であるとして権利行使をして取り立てるための要件規律ということになる。そこで、その要件規律に当たっては、多角法理によって、譲渡人 A と譲受人 C 或いは E との間で甲債権譲渡契約が行なわれ C 或いは E は甲債権を取得することになるが、その譲渡契約に何ら関与しなかった甲債権の債務者 B に対して甲債権を行使することができるようにするために、A・B・C 債権移転取引或いは A・B・E 債権移転取

引における規律として構成して検討する方が、単にC対B或いはE対Bの二当事者関係と構成して検討するより妥当ではないかと思われる。すなわち、理論的には、単にC対B或いはE対Bの二当事者関係と構成して検討するときは、AからC或いはEが甲債権を取得したという関係を考慮に入れることはできないことから、C或いはEはBに“何を”主張するための要件規律なのかという問題が生じることになる。改正前民法時において、対債務者規律について“対抗構成”について異論がみられなかったことは、このような論理的欠落を無視してきたものと思われる。そして、改正経緯においても、基本的には、同じ立場に立っているものと思われるが、対債務者規律をC或いはEのAから取得した債権のBに対する「権利行使要件」として検討されていたことは多角法理に適合した思考によるものであったといえる。しかし、改正経緯の最終段階の部会資料81—3で、改正前民法を維持するとして、対債務者規律について、改正前民法と同様に、単にC対B或いはE対Bの二当事者関係として“対抗構成”を維持したことは、前述のような論理的欠陥を残す結果となったのは残念といえる。「対抗要件制度或いは権利行使要件制度」については、議論の一致を見出すことが困難であったとしても、改正前民法の対債務者規律に内包していた論理的欠陥は、改正によって正して置く必要があったのではないだろうか。

債権移転の対抗要件規律を、このような規律構造にあることを前提として考えると、第三者対抗要件の検討に当っては、債務者Bを関与させることは妥当とはいえない。このため、改正前民法のように債務者Bをインフォメーションセンターとするような第三者対抗要件規律は不適当ということになる。改正経緯における提案でも債務者をインフォメーションセンターとすることを回避するための提案が行なわれていたのは妥当といえる。ただ、その理由としては、債権譲渡契約に関与していない債務者をインフォメーションセンターとするのは債務者に負担を負わすことになり妥当でないとか、対抗要件としては不備であることなどが挙げられているが、それに加えて第三者対抗要件の規律構造から帰結するものであることを挙げる必要があったのではないかと思われる。これらのことからすると譲渡人Aと譲受人C或いはE間で行なわれる登記とすることが望まれる。不動産移転の第三者対抗要件が登記とされているのと同旨の規律思考である。ただ、債権移転の第三者対抗要件を登記に一元化することは登記制度の改正を必要とすることから無



理のあることが予測される。このことから、譲渡人 A と譲受人 C 或いは E との譲渡契約に際しての譲渡契約証書に確定日付け或いは公的認定を付して債務者に通知するものとし、C と E との対抗の優劣は譲渡契約証書の到達の先後ではなく確定日付け或いは公的認定によって判断するものとするのが妥当といえる。この場合、債務者を関与させることになるが、C と E との対抗の優劣は譲渡契約証書確定日付け或いは公的認定に決められることから、債務者 C に実質的負担を負わずことはないことから、次善の策としての規律といえる。

また、対債務者に対する権利行使要件の検討に当っては、債務者 B との関係は無視することはできない。譲受人 C は譲渡人 A から甲債権を取得したことを債務者 B に主張して B から甲債権を取り立てるための要件であるからである。このため、A・C で債権移転の登記が行なわれ第三者対抗要件を備えても対債務者に対する権利行使要件を備えたとはいえない。A・C で債権移転の登記を行なった旨を B に通知して初めて権利行使要件を備えたものとみることができる。譲渡契約証書により第三者対抗要件を備えるときは譲渡契約証書の債務者への到達により権利行使要件を備えたものとみることができる。さらに、債務者の承諾を要件とすることができるかについては議論がみられるが、債務者をインフォメーションセンターとするものの妥当でないことから第三者対抗要件とすることは適切ではないが、権利行使要件とすることは、とくに問題はないと解される。債務者の承諾が債権譲渡契約前になされたものであるか、債権譲渡契約後、特に譲受人 C の債務者 B に対する債権の取立の時点である場合でも、同様と考えてよいであろう。債務者の承諾は、債務者自身により積極的に譲受人 C の権利行使を承諾しているものと解されるからである。

ただ、改正民法 467 条では、改正前民法 467 条の第三者対抗要件規律では債務者をインフォメーションセンターとする要件制度を維持し、対債務者要件については債務者への通知又は債務者の承諾を要件として規律している。このため、前述した要件規律は、対第三者及び対債務者要件規律構成に立って帰結した解釈であって、改正民法時において適用されるものではない。しかし、対債務者要件については改正民法 467 条 1 項で“対抗”の文言を用いているものの、改正経緯でも認識指摘されていたように、“対抗”としてではなく、権利行使要件と解釈するのが規律構造からみて妥当といえる。

注

- (1) 部会資料 37 26 頁以下。
- (2) 大(連)判大正 3・12・22 民録 20 輯 1146 頁。
- (3) 部会資料 37 30 頁以下。
- (4) 部会資料 37 36 頁以下。
- (5) 部会資料 37 39 頁以下。
- (6) 中間的な論点整理第 13、2(2) [49 頁 (114 頁)]。
- (7) 部会資料 52 4 頁以下。
- (8) 部会資料 52 6 頁以下。
- (9) 部会資料 55 21 頁。22 頁。
- (10) 部会資料 58 91 頁。92 頁。
- (11) 部会資料 58 92 頁。
- (12) 商事法務編・民法(債権関係)の改正に関する中間試案の補足説明(商事法務・2013 年) 241 頁、242 頁。
- (13) 商事法務編・前掲書(中間試案) 245 頁、247 頁。
- (14) 部会資料 63 14 頁以下。
- (15) 部会資料 63 16 頁、17 頁。
- (16) 部会資料 63 18 頁。
- (17) 部会資料 74B 17 頁以下。
- (18) 部会資料 74B 18 頁以下。
- (19) 部会資料 74B 20 頁、21 頁。
- (20) 部会資料 74B 21 頁、22 頁。
- (21) 最判昭和 28・5・29 民集 7 卷 5 号 608 頁。
- (22) 部会資料 74B 23 頁。
- (23) 部会資料 74B 20 頁。
- (24) 部会資料 78B 14 頁以下。
- (25) 部会資料 81—3 5 頁。

(明治大学名誉教授)